
平成23年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成23年9月12日 (月曜日)

議事日程 (2)

平成23年9月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 井上 康治	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	狩集喜美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。議会始める前に傍聴人の皆さんにお願いをいたしております。議場でありますので、私語と拍手はご遠慮をいただきたい。よろしくお願ひしときます。

それでは会議を始めます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

平成23年芦屋町町議会第3回定例会一般質問通告書に従い、9番、今井保利、これより一般質問を行います。

件名、船頭町駐車場活用事業について。

要旨、①町民に対して、この事業の説明を丁重に行うべきと考えますがその計画が町としてはありますでしょうか。

②船頭町駐車場に新しく商業施設ができることによる既存の町内業者・商業者に対する影響の調査、これは現在から今後、開店した後まで行う計画はありますかということが1回目の質問です。これは先日の臨時議会で私は同じような質問をしたんですけど、やる予定がないという回答をいただきましたので再度質問をして、ぜひ町民の目線に立った説明をしていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

件名の2番目には、ボート競走事業会計決算の認定についてというのが本議会に提案されてます、議案として。その中で①、要旨、22年度決算において一般会計繰り出し金として2,000万円がボートから芦屋町に入ってきています。いわゆる2,000万円が支出されております。これは当初予算計画にない数値だったので、この金額が出た経緯と理由をご説明願いたいと思います。

以上、通告書を読み上げて、第1回目の私の質問といたします。よろしく。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名、船頭町駐車場活用事業について、要旨①について答弁させていただきます。

船頭町駐車場活用事業につきましては、平成20年度に実施した商業施設誘致のための土地利用の見直しに伴う住民説明会、平成21年度、22年度、23年度の施政方針を広報あしやに掲載し、さらに、町長自身が各種団体などの総会、会合に出席された際には船頭町駐車場活用事業の必要性をご説明いただき、ご意見を拝聴してまいりました。

また、平成22年9月に策定しました過疎地域自立促進計画、平成23年4月に策定しました第5次総合振興計画における住民の皆さんへのパブリックコメント、さらに、町議会に対しましては、これらの計画に対する説明を行った上で議決をい

ただいまいました。

特に本年1月から2月上旬にかけ、第5次総合振興計画を策定する際に、町内4カ所で実施しましたまちづくり説明会において、今後10年間のまちづくりの方向性とあわせ、船頭町駐車場活用事業の概要を直接住民の皆さんに説明申し上げ、ご意見も伺っております。

さらに、事業者の公募に際しては、町議会へ議会全員協議会で説明、本年3月には総務財政常任委員会で説明を行い、23年度の当初予算においては造成工事及び建築工事に係る設計予算、6月定例会では造成工事予算、7月臨時会においては建築工事予算を手順を踏んで提案させていただきご承認いただいております。このように事業の趣旨や概要については多くの方々にご説明とご意見を伺い、そして、議会のご理解を得ながら事業が進んできたものと考えております。

また、何よりも平成21年11月に実施した住民アンケート調査では、中心市街地の整備に関する住民満足度が最も低い結果となっているのは、船頭町駐車場にスーパーが立地すること、まぎれもない住民ニーズであると判断しております。地元の方々に対しては工事に際しご迷惑を最小限にするため、去る7月12日には説明会を実施し、いろんなご要望を賜り、すぐにできるもの、調整すべきものなどに分け、取り組んでおります。

したがって、住民及び議会を無視したようなことは考えておりません。説明責任を果たしてきたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

件名1、要旨②について回答いたします。

船頭町駐車場活用事業は、住民の生活利便性の向上及び中心市街地の活性化を図るためのものですから、新しく商業施設ができることによる既存の町内業者・商業者に対する調査を行う計画は現在のところありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

モーターボート事業会計から一般会計に2,000万円繰り出した経緯についてのご質問に対しましてご説明申し上げます。

昨年策定しましたモーターボート事業財政計画では、議員の質問にありましたとおり、22年度は一般会計の繰り出しは計画しておりませんでした。しかしながら、22年度事業において、モーニングレースの実施やミニボートピアの開設などにより、予定を上回る決算が見込めることになりましたので、財政に寄与するという事業の目的から23年3月議会に提案しました事業会計補正（第4号）に2,000万円の繰り出しを計上いたしました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、第1回目の回答に対して2回目の私の質問をしたいと思います。

まず、要旨1件目につきましては、これまでいわゆる広報ですとか土地利用の関係、それから自立促進計画、いろいろな計画の中でペーパーでたくさん私も見ておりますし、議会の中でもいろいろなところで見聞きしております、その部分では十分理解しております。

しかし、私が今年3月の一般質問でもお願いしました、つい先日の臨時議会でもお願いしました、今日もお願いしています。なぜお願いしているか、町民の人たちからスーパーの進出についてはいろいろな問題があるんじゃないかというような、いわゆる署名まで上がってきている中ではもう少し丁重に町民目線に立ってやるべきではないかというお願いを、これで私自身も3回やってるんですけど、それでも丁重にもう少しやろうという気はございませんでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今、ただいま答弁したとおりでございます、今井議員から説明をとということなんですけども、執行部側としましては各所、各場面で説明をしてきておりますので、今回また別途ということでは考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

確認します。私が幾ら一般質問で町民を代表してお願いをしても、またはいろいろな問題があるよという町民が意見を出しても、町は町民目線に対して説明を行わないということを確認しました。結構です。

二つ目、船頭町駐車場における新しい商業施設ができることによる調査をしましたか、していません。ここでお聞きします、実際にまず一つ目は、この商業地域中心地の再生ということは、いろんなどころから上がってきた、いろんな理由があってやりますよという根拠をまずいろいろ言われてます。一つ目は、今まで私が聞いてる話または広報で聞いてるのは、町長への手紙が来た。これは何通来たんですか、まずそこをお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

町長への手紙の件数につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後にご報告させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

後ほどでいいですけど、私は一般質問の今回――前に私の質問はいろいろデータが必要だから私に聞きに来なさいということ言ってるんですよ、聞きにだれも来ない。それでいてデータがありません、非常に残念です。皆さん方が一般質問をするとき進行をうまくしたいと思いますよね。

次に聞きます。商工会・商店街の強い要請があったと聞きますが、その要請された記録の書類は存在するのでしょうか、存在すればあるとか、ないとかをお答えください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

商工会と――行政・議会・商工会の合同行政懇談会というものが平成21年2月25日に開かれております。その中で商業部会の意見・要望などということで、1点目が町内業者への物品・食材等の発注方式について、2点目が船頭町駐車場町営住宅跡地の土地利用についてということで要望が上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

もう一度その要望の2点を読み上げてください。商業地をやってくださいということ、船頭町中心市街地の要請があったかどうか確認がちょっと聞き取れなかったもので、もう一度読み上げてください。その2点だけ。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

2点目の船頭町駐車場町営住宅跡地の利用についてということの内容を読み上げます。「現状の町内購買力は、価格・品ぞろえ・鮮度などの消費者ニーズに十分こたえられていないため、町外に約70%流出しています。この状況の解決策の一つとして上記2カ所の町有地の民間活用の導入、公募方式や公開コンペの活用によるスピード化を図っていただきたい。企業誘致の考え方で土地の低価格化や固定資産税などの減免など企業が進出しやすい有利な条件整備を町執行部や議会で早急に取り組んでいただきたい。元気のあるスーパーの進出により町民の買い物の利便性向上が期待できる。また、町営住宅跡地の住宅メーカーの進出促進や人口増加策にもつながると思います。まちづくりの観点から中心市街地のにぎわいが復活すると同時に周辺商店への経済波及効果も期待できるので、一日も早く企業が進出しやすい条件法整備をお願いします。ハローデイの撤退以来、近隣住民は日常の買い物にも不便しているため町外に買い物に行かざるを得ない状況であります。このままでは人口の町外流出に歯どめがかからず、町内業者の後継問題にも影響しており、完全に商店が存在しなくなるような状況を危惧しています。このような現状をご理解いただき、迅速な対応を行政・議会の皆様をお願いいたします」。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ありがとうございました。全部読み上げていただいて。

その要請を受けて、先ほど2番目に私は、そういうことをやる際には町内業者、商業者に対する、またその要請が妥当であるか。まず一つ目こうしましょう、その要請が妥当であるかどうかという商業地域が、その調査はされてないという確認でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

調査はしてはおりませんが、商工会の現状ということでお答えさせていただきます。

近隣の大型量販店の出店、事業主の高齢化、後継者不足に加え景気の低迷による廃業、町内全体の商工業者の減少などにより、商工会への加入者の減少が続伸しています。商工会会員数につきましては、平成17年で438、平成18年で442、平成19年で433、平成20年で426、平成21年で420、平成22年で414、平成23年で408。商工業統計では、平成17年から20年調査で604事業者、平成21年から23年調査で539事業者でございます。平成17年時に比べ平成23年時は双方とも約1割の減となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

るる説明ありがとうございました。一番最初に確認しましたように、その要請はありました。その事実はわかりました。しかし、その要請が妥当性があるかという検討は町はしていないということの結論がわかりましたので、それで結構。

そして、もう一度聞きます。この商業施設、できた後、町の商業地域、そのほかに影響があることを調査しますかと私は聞いたんですけど、答えはしませんでした。もう一度聞きます。事前調査も事後調査もしないで1.5億以上のお金を投資することの確認でよろしいでしょうか、するかしないかで結構ですけど。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

当該事業に対する事業者への調査はいたしません、町で行う調査の一つに住民アンケート調査がございます。住民アンケート調査につきましては、3年に一度実施します。平成21年度に行っておりますので、予定では24年度に計画しています。その中で商店街などの中心市街地の整備項目の満足度ポイントで比較できると考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

担当課長としての答えはそれでいいと思いますけども、実際私たち議会の中ではその無記名のアンケート調査3年ごとで図れるか、答えはノーというのは皆さん方はわかると。事前に買い物難民が何人いるのか、どれくらいの人が必要としているのかというのを要請を受けて、執行部はきちんと調査をして、それに対する投資を決めて、そして、それが町の商工業者または買い物難民にこれくらいの予測があるから1.5億以上の投資をするんだろうという決定経過に至るのが当然だと思いますけども、今までの回答ではそれをしていない。それでは1.5億以上の投資をしたものの投資効果を確認するには当然調査も必要ですけど、それもしない。税金を使うのに効果も確認でしないで、どのようにして大切な税金を使ったと町民に言えるのか、ご回答できる人がいたら回答してください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

まず、住民ニーズについては十分ある、このように考えております。本当に多くの方が中心市街地の活性化というのを望んでおられるというふうに承知をしております。

この商業振興、それから地域の利便性の確保については、総合振興計画の基本計画、今回23年度から今後10年間進めようと、その中で方向性をお示しをしております。基本計画の基本方向では、商工会との連携のもとに商工業の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用し住民の生活利便性の向上を図ると、このように明記しております。

主要施策といたしましては、船頭町駐車場を活用し、中心市街地の活性化や住民の生活利便性の向上を図るとともに、空き店舗対策や企業誘致に取り組む、このようにしております。

先ほども地域づくり課長から説明がございましたが、商工会からの要望書、21年2月においてもスーパーの進出により町民の買い物の利便性の向上が期待できると、それから町営住宅跡地の住宅メーカーの進出や人口増加策にもこの事業はつながるんだと、まちづくりの観点からもやってくださいというお願いがございました。

このように商工会、それから商工会の会員の皆さんにつきましては強い危機感を持っておられ、その上で核となる店舗の誘致を切望されたと、このように――いうことでございます。その間は過疎地域におきましても、また、ただいま説明しました第5次の総合振興計画でも、パブリックコメントで広く皆さんの意見も聞いております。

今現在でございますが、商工会においていわゆる活性化委員会が設置されております、この中で振興策、いわゆるいろんな意味で振興策が具体化されると思います。したがって、今、議員言われましたその実態における調査も当然されるのではないかと考えております。町といたしましても、商工会と連携を密にして、その支援体制や支援策について検討をしていきたい、このように考えるところでございます。

先ほど、町内業者に対する影響の調査というお話もございましたが、この中でいろんな検討が加えられる、このような考え方を私どもは持っております。

行政につきましては、商業振興に関する基盤整備、いわゆるハードや振興策につながる支援事業、ソフト事業といえますか、それを行う、それが基本となろうかと考えております。したがって、商工会の要望にありますように、これらの条件整備について今後、鋭意検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

る説明の中にあつた総合振興計画については、私も委員の1人として議会を代表して私1人入ってこの内容についてはまとめました。確かに大きな題目としてはありましたけども、何度も聞きますよ、その要求はあってもその必要性に対して本当の妥当性があるか調査しないで、今後もしませんという回答だからそれじゃ1億5,000万何のために使うんか、だれが結果責任を負うのという、結果責任を負わないことなのか、調査しないのか、これが一つの事実です。一番最初に説明してくださいと、説明もしない。必要性と効果を確認するんですか、結果的にはしな

い。いいですよ、その二つが確認できただけでも大変な収穫です。町民目線に立っての大変な行政だと判断いたします。

それでは、二つ目に、前回の臨時議会で私が質問しました、町の条例違反ではないかと指摘しましたが、これはどういうことかという、町の条例では町の土地は無料でだとか安く貸すことはできませんよと書いてある。これはちゃんと町の条例にある。しかし、今回ASOにはこれを無償での貸し付けに結果としてなっています。建物の分の1億5,000万円は平均で返すと、そういう説明を広報でも見えますし、議会で――ある議会で言うたのを私も聞いてます。なぜこの条例にない内容で土地をただで貸せるのか、これは私の不勉強かもしれませんが、根拠をお示してください。私の質問は、ただで貸せる根拠を説明してくださいということです。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、この土地と施設の貸し付けに関しましては、貸し付けに関してあわせて賃料の提案を求めたものでございます。今重ね重ね申し上げますけれども、土地貸し付けを含んだ賃料でございます。平成22年11月8日の議会全員協議会での説明を踏まえまして、平成22年11月10日から配付した公募提案実施要綱、それからホームページの告知では芦屋町で商業施設を整備し選定した事業者に貸し付けるということをしております。また、事業地としましては、敷地面積全域5,572.74平米を表示しており、事業を実施する上で土地及び建物を貸し付けることを前提に事業者募集しております。その上で年間賃料の提案を求めています。

それから、このことにつきましては、公募提案実施要項、9事業契約の締結、(3)その他として、商業施設整備後は提案時に提案した賃料及び期間にて決定事業者と18ページというふうにしてるんですけども、事業用定期建物賃貸借契約案の内容を基本として契約を追加しますと。これは前回の議会でご説明したところでございます。

ただし、必要に応じて芦屋町及び事業者との協議により適時追加していきますとしております。

この事業用定期建物賃貸借契約案につきましては、この公募提案実施要綱に添付してはありますが、前文に、この契約書において当初に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結したというふうに書いてありますので、そのように契約書の中でも位置づけております。

そして、この当初に表示する不動産として、建物は建設されておりませんでしたので空欄でございますが、船頭町駐車場の土地面積5,572.74平米及びその所在地を示しておりますので、本公募は、まず土地及び建物を含めた賃貸が基本ということでご理解いただきたいと思います。

それから、根拠なんです、これにつきましては、地方自治法第237条第2項財産の管理及び処分という条項がございます。普通地方公共団体の財産は、条例及び議会の議決による場合でなければこれを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けはならないとあります。この条項に基づいて土地及び建物の貸し付けを行うものでございます。

そして、普通財産の貸し付けとなりますので、芦屋町有財産取扱規則第25条に基づきまして、普通財産の面積や貸し付け期間、その相手などの関する事項を定め

るなどによって公募提案というふうに至っております。

以上、長くなりましたが、以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

根拠条例と一番最後に自治法にあるということなんです、自治法はあっても芦屋町の譲渡無償貸し付け等に対する条例というのがあるんですけど、その第4条では、普通財産は無料または減額では貸し付けられない。貸し付けられるときは国または地方公共団体の公共の財産、公共として使う場合だけです、それ以外にもる細かいのはありますけども営利を目的とする場合には出せないという町の条例にあるんです。いいですか、土地と建物というものを適正に評価をして貸さなきゃいけないという町で条例を決めてるんですよ。計算をして貸し出すのが当然でしょ。自治法にあるそれを減額していいという今の回答ではない、私が聞いてる中で。

いいですか、もう一度言いますよ、今回建物と土地をある一企業に貸し出すんですよ。両方とも普通財産という名前で行政は呼んでおります。その場合は建物の普通財産は幾らで貸すという法律が町内にはあります。町の条例に。土地は幾らで計算しなさいとある、減額免税措置は自分たちの決めた条例でないでしょ、4条で。

1から6まである、ここを全部読みたくもない。当然あなたたちが決めたことだから。私は、これに違反してませんか、違反してないんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほどの企画課長が申し述べましたように、基本的な法律が今説明があった第237条ということになります。この法律の中に条令及び議会の議決による場合でなければ云々というふうにあります。条例及び議会の議決という二つ書いてありますが、ここで言う条例が今、今井議員説明がありました芦屋町における条例です。これについては著しく安価もしくは無償で貸し付け等々行う場合については、こういう形であれば議会の議決を経ないで条例の中で処理ができますよという考え方の条例でございます。

したがって、基本的な法律については、第237条の中で明記されてありますように、条例及び議会の議決による場合でなければということでございます。

この法律の最後のところで、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。したがって、ここで言う著しく安価とか、無償で貸し付けるとか、そういう場合以外はきちんと議会の議決を経ると。ただし、条例に明記してある内容については、それは議会の議決を通さなくていいと、そういう形での条例でございますので、ご理解のほどお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、条例にはないことだけど議会在承認したという結論でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

さっき説明したとおりでございまして、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない、このような考え方でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

すみません、もう一度聞きます、条例にはないんですよね。そうすると自治法の今言う第232条では、条例にない場合は議会の承認は得ればよいという意味ですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

基本的な法律はそこですから、そういうことになります。いわゆる著しく安価もしくは無償で貸し付け等々やる場合は町民の損失が考えられるであろうと。したがって、公共性のあるもの等々につきましてとか、風水害とか、第4条のところに書いてありますが、そういうものでなければ原則的には議会の議決を経なさいと、そういう趣旨。ただし、それがさっき言いましたように著しく安価もしくは無償という考え方があれば議会の議決を必要とします。これはもう町民に対してそういう一つ損失等々与える癖であろうと。したがって、きちんと議会で承認をいただかんとできませんよというのが原則です——原則。ただし、それが適正な対価であれば、それは議会の議決を経なくても当然適正な対価で貸し付け等々する場合は構いませんよというのが法律の趣旨でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

議会は、普通財産を無償または時価より低い価格ということと文章の中で、議会に安く貸しますよという議決はしておるんですか、その確認をいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私どもの判断で適正な対価というふうに考えておりますので、議会にはご提案をしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

再確認します。私は知らなかったんですけども、自治法第232条に、条例の一つ目は違反してないか。いいですか、議会に承認すれば安くまたはただで貸し付けることができると書いてある。今のご回答、私は何度もこの間から言っている、条例にはない、これは事実、今、副町長が言いました、議会にも承認はこれをとってない、じゃあ何をもってこれを減額して、今回土地代はただ、建物代だけの減価償却分だけでいいとしたのかご回答ください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

すみません、ちょっと長くなりますけど、芦屋町と、先ほども企画のほうがいいましたが、事業者との賃貸借契約というのは、先ほども何度も言いますが、土地及び建築物双方に係る契約でございます。なお、現段階での契約は事業契約でございます。来年春に開業予定のスーパーに当該事業者が当該施設を使用して営業を約束するという現段階はこのような契約です。つまり、施設竣工までの契約ということでございます。本契約とも言うべきいわゆる賃貸借契約につきましては、営業開始前までに別途契約、このような形になります。この契約書の案は広く公募を行いました公募要領の中に記載をしております。ここでは土地及び建物の表示と、これを利用してスーパーマーケット及びスーパーマーケットを含む複合商業施設の運営を目的とする契約、このような契約であることが明記されております。公募案内の趣旨説明でも本用地で営業を行う業者を選定し、芦屋町で商業施設を整備し、選定事業者に賃貸する、このように説明をしております。

次に、その賃料は、事業者の提案をする見積もり建設費などにより算出するものでございます。提案された施設建設費を15年で支払っていただくとするものであります。賃料計算の基礎数値は建設費、このような形になりますが、賃料自体は土地及び建物に対するものでございます。したがって、土地を無償で貸し付けると、このようなことにはならないと考えております。

では、当該賃料が土地・建物の賃料として適当かどうかということが先ほど言いました地方自治法第237条に抵触すると、このようなものでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私も芦屋町の船頭町活用事業公募提案実施要綱を今ご説明があった資料は私もインターネットできちんと知ってる。そうすると、ここにある賃料、この賃料は議会に係るんですか、この契約は来年3月にこの契約を結ぶんですよ。まだ結んでない、この契約は議案として議会に係るという判断でよろしいんですね。自治法にも違反するから議会にかけるという執行部の判断ですか。そこで初めて効力を発効するという案ですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

何度もご説明しますが、適正な対価なくして貸し付け譲渡をすることも、適正な対価でなければ議会の議決が必要というふうになります。適正な対価であれば普通財産の貸し付けにつきましては議会の議決なしに行うことが可能、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうするとASOと芦屋町の契約というのは適正な価格かどうかという判断は、だれが、どこで、どの基準でするんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

貸付料というお話になるかと思えます。貸し付けにつきましては、芦屋町財産取扱規則に定められております。規則第26条に、土地及び建物の年間貸付料は固定資産評価相当額の100分の5と定められております。船頭町駐車場活用事業の用に供する土地及び建物の当初5カ年の賃料と、ここで言う貸付料については、ほぼ同程度であるというふうに承知をしております。これらのことによりまして当該賃料については適正な価格であると考えております。

なお、芦屋町では、この規則を適用いたしまして、現在10数社の法人に対しまして、この普通財産の貸し付けを行っておるところでもございます。あわせて説明をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、最終的に自治法の232条というところで、安くするときは議会で決めなきゃいけない。条例にあったら駄目だよと、もう条例の部分は何回も言いました。議会には皆さん方が適正だと思うから、かけずにこの契約が行われる、3月にという結論をお聞きしました。間違っただと、私の判断、聞いていることが間違っていたらご返答ください。なければ次の質問を私はしたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

るる今井議員からスーパーに関してのご質問がありました。今、法律、地方自治法、それから条例、芦屋財産取扱規則等々、間違っておるということではなく、疑問に思われたということで質問をお受けしたと承知いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

すみません、趣旨がちょっとわからなかったけど、私は初めから言ってる。条例にないから間違ってるんじゃないですかと言ったら、自治法に議会の承認は得ればいいんですよとご回答があった。議会の承認を得るんですかと言ったらご回答は、いいえ、これは適正な価格だから議会の承認しませんという、それに間違ってますかと言うと間違っていないでしょ。よくわかりました。たとえそういうことであっても議会にかけて懇切丁寧に1億5,000万の大切なお金、今後の中心地活性化、このような大きな事業に対してはきちんとやるべきと私は判断するんですけども、執行部はそのようなお考えであればそのようなお考えだということで理解いたしました。追っているところなど今後ご質問していきます。追求していきます。私の法律判断が違うのかもしれないからですね。

それでは、次の質問に移ります。転貸を行いテナントを入れると、この船頭町駐車場活用計画で上げてます。この案の中の第8条で、禁止されるまたは制限される行為という中の第8条に書いてありました。いわゆるテナントを入れるということ

で、このASOというのが芦屋町の中心地活性化ということに応募してきたと。まずさっきから出てます財産をASOに貸すという計画で、今計画ですよ、そして、そのASOがよそに転貸をするということになってます。私は不思議なんです。なぜ芦屋町の財産を人に貸して、その人がよそに貸して利益が上げられるのか、その法的根拠をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ご答弁の中で法律違反というお言葉がございましたが、基本となる法律、自治法237条、これの第237条です、第237条の第2項に規定をされておりますが、その中で適正な対価であればオーケーですよというものでございますので、法律違反ではないと、このように明言をしておきます。

あとの説明については企画担当の課長に説明させます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ただいまのご質問ですけれども、法的根拠ということですが、民法第612条第1項におきまして、賃借人は賃貸人の承諾を得れば転貸することができるかと規定されております。これに基づきまして公募実施要綱に添付しています事業用定期建物賃貸借契約書案第8条第1項ということで、芦屋町の書面による承諾があれば転貸できますということの規定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうですね、民法第612条には二つの項目がありまして、基本的に転貸は禁止なんです、民法では。しかし、この場合はオーケーというのが一つあります。これは貸す側、今ここで言う芦屋町に了解を得れば貸していいんです。もう申請は出て貸すということで了解はしてるんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まだ書面、そういった物は出ておりません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

芦屋町はその許可をしていないという事実を確認いたしました。これは8月31日だな、私のうちに商工会から会員に事務連絡文書が来ました。8月31日です。いいですか、承諾してないんですよ。しかし、スーパーマーケット麻生商事が誕生し、これから商工会で説明会を行います。募集テナントは鮮魚、精肉、野菜、クリーニング、製造パン・ケーキ、産地直売をやります、これの説明会をやるという案内が来ました。先週の金曜日に行われたみたいですね。契約で書面できちんと、いいですか、もとの契約、このASOが出ていいよという契約は来年3月なんですよ、

まだしてないんですよ。オーケーとも言っていないんですよ。私は今指摘のように安い金額じゃないかと思うから法律違反じゃないかもしれないと思ってるかもしれない、私は少なくとも条例違反だと。条例違反という業務はやってはならない。その話のもとに戻るからやめましょう。

ですが、承諾を得てない説明会が行われました。だれが承諾したんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ASOとは――事業者とは事業契約書というものを賃貸借契約するまでの有効な契約書として事業契約を結んでおります。それは将来にわたって賃貸借契約案を締結することを前提として事業をお互いに推進しますよという約束のもと事業契約書を締結しておりますので、それに基づいて事業者は準備を進めているというふうに理解しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

まだ契約は行ってないけども契約の内容を読みます。日にちまたは制限される行為は、いいですか、乙は甲の書面による承諾を得ることなく本物件の、ここおもしろいですね、全部を貸してもいいようになってるんですね。全部または一部につき賃借権を譲渡することもできる、転貸することもできる、すごい優遇されてますね。町がつくってる建物を全部人に貸してもいい、売ってもいいという条件になっておる。よくわからない。これをちょっともう少し説明してください。いいですか、建物をつくった、その建物は人に売ってもいいし、何をしてもいいという条項になっているけど、ここの根拠は何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

事業用定期建物賃貸借契約の第8条の件でございます。この全部または一部につきということなんですけども、これにつきましては例示として出しておりますので、まず、芦屋町の承諾ということが前提になってまいりますので、そういうことは全部と、そういったことは一切考えておりません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

何を言ってるんですか、全部いいと書いてあるじゃないですか、怒りますよ。すみません、ちょっと興奮しました。質問をしてるときに、全部と書いてあるでしょうが。そう思ってませんことが何で書いてあるんですか。いいですか、これは公募してるんですよ、インターネットで見た私もコピーしてきた。勉強して、一生懸命して説明してるのに、こう書いてあるよ、いや、その気はありません、どういう回答ですかそれは。わからない。

大事なテナントの説明が9日に行われました。テナントに説明会に何社行ったか、行った方、ご説明、ご回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

テナント募集の説明会に話を聞きに伺いました。そのときの説明につきましては、募集テナントの種類、それから家賃についてということでご説明がありました。

ただ、家賃につきましては具体的な説明はその場ではありませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうですね、私もそのときのスーパーA S Oの進出、金曜日の説明の資料を関係先からコピーしていただきました。このときには生鮮食品は歩合制で家賃を設定すると。そしてクリーニング、薬局は定額家賃です。そのほかスーパーA S Oは、テナントから敷金取りますよという、何のために敷金取るんですか、町の土地と建物であるのに。よくわからない。いいですか、そしてそのときの会議に出たところで家賃も歩合制も公表しないという、およそ公の中での仕事の内容とは違う内容でご説明があったと聞いておる。この辺については非常に重要なことです。地元の地域のお店の人たちが今後あそこで商売できるんじゃないかということ町長も前々回の私の質問にもこうやってます、このほか船頭町駐車場の活用に関する、これは町長の言葉ですよ、第1回目の公売は不調に終わりましたが、再度、船頭町駐車場の商業用施設の誘致に取り組んでおり、雇用や生活の利便性、町の歳入確保、芦屋町の町の中の再生に結びつけていきたいと思っております、この文章を私は去年の10月の回答で得ています。どうもその内容等を見ると公がやってるような仕事の内容じゃないと思います。

そしたら、次の質問にいきましょう、芦屋町の公有財産をほかに貸してるという事実、実績はほかに、このA S O以外にありますか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほど副町長が説明しましたとおり、法人関係にもしてますが、建物・土地、これを含めて普通財産として貸し付けているのは芦屋郵便局です。役場庁舎の中にある芦屋郵便局、それから福銀のA T M、これが土地と建物につきまして普通財産貸し付けに基づいて契約しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうですね。一番いい例は芦屋町郵便局です。郵便局は芦屋町から場所を借りてそこでやっております。郵便局は、よその人にあそこの土地を貸していいという条例になってますか。なってるか、なってないか、後で結果を教えてください。なってないということだと思います。芦屋町の役場の中の一部をよそに貸しちゃって、その辺に飲み屋でもつくられたら大変なことでもんね。

いいですか、芦屋町の町営住宅があります。町営住宅も借りてる人はよそに貸し出せません。これはなぜでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

公営住宅につきましては、公営住宅法の第27条第2項に、入居者の保管義務等というものがございます。この中には公営住宅の入居者は当該公営住宅を他の者に貸し、また、入居の権利を他の者に譲渡してはならないと規定しております。

これは、基本的には私法上の賃貸借契約と異なることから、入居者は賃貸借契約上の賃借人たる地位に立って民法上の義務を負うことになっておりますが、公営住宅法においては、その制度の目的、趣旨から民法とは異なる賃借人の義務が必要されているということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今言われましたように町営住宅なんかをよその人に貸して利益を上げることはできない、当然です。これは今の法律があるから。今回の賃貸契約は、ASO、それから郵便局に対しても当然転貸——よそに貸し出すとリスクが発生すると。だから町営住宅は貸さない。そのリスクに対してどうして転貸したらリスクが発生するか、調査を芦屋町はやったことがありますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

調査についてはやっておりませんが、先ほど言われました転貸し等の話でございます。これは、禁止または制限される行為ということで、乙は甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき賃貸借を譲渡し、または転貸、担保の用に供してはならない、このように明記されておまして、私どものこのような仮にですよ、仮にこのようなことがある場合は私どもの承諾がぜひとも必要だということで明記して契約をする予定にしておりますので、そのようなことはご理解いただきたいと思います。

○議員 9番 今井 保利君

仮に出し出すとしたら、貸し出すことで募集して説明会を行ってるのに、仮に貸し出す、承認するかどうかわからないのにね、まだね。よくわかりました。

いずれにしても、残り5分となりました。今日、私、もう一つポートのほうの質問をしたかったのでそちらに移ります。

今の質問はまた次回、どこかのチャンスがあったときにはきちんと説明を聞きたいところがたくさんあります。なぜかと言うと、町民の目線に立って1億5,000万円を使うんですかということをしていろいろ説明を下さい、しない。調査をするんですか、しない。契約書の中身こうなってるがいいですかこれで、いや、それはしません。よくわからない内容になってる。やはりそういうことから町民目線に立って、議員も町民の代表ですよ、説明を細かくしてよく、そして今最後に聞いたリスクはないですか、調査したんですか、そのリスクも調査せずに転貸する。リスクは完全にもうわかってる、私ども、防火とか防犯だとかいろんなときが起こったときに、そのテナントで火事が起きた責任はASOなのか何かとかといういろんな問題が転貸したら起こるんですよ。だから町営住宅法で町営住宅は貸さないし、ほかのところも貸さないんですよ。常識じゃないですか。

そのリスクを管理しないで、リスクの調査もしない、ニーズの調査もしない、今

後の影響調査もしないで事業を進めることはおかしいと言ってるんです。私は、この施設は原子力発電所をつくる今というような話をしてるんじゃないと思うんです。町のために、町民のための施設とよく理解してる。けどもやるには一つ一つ理論武装をして確認をして、法律違反はないかということも、それから進めるべき。最終的には契約は、価格は妥当だから議会にもかけずにやりますというような回答で。違うでしょう。少なくとも1,000名の反対のような意見も上がってきている。今度は要請も上がってきている中での内容の回答と全然違うと思う。ぜひこの後機会があれば委員会でもいろいろなところでご説明をお聞きします。

最後にすみません、時間がなくなってボートのほうに説明がいけなかったんですが、余りにも時間がかかり過ぎたんですが、最後ボートのほうにすみません、ご回答を一つだけお願いします。予定にない2,000万円を出したということで、ボートの中については、いわゆる必要な基金、今後10年間にレースをするための基金、それからファンを満足させるための基金、それから職員の人件費の基金とか、いろいろためなきゃいけない。そういう、ためなきゃいけないのに対して予算計画にない2,000万円をぼんと出してこられる。この出せる根拠というのは当然基金がたくさんたまっているのかなと思います。基金の中身について今ボート、どのようになっているかだけお聞きします。これを最後の質問にします。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

22年度決算におきまして基金の残高は約8億9,000万円ございます。今、議員が言われました22年度で予算に計上しないというか、財政計画上、一般会計繰り出しを予定してなかったということでご説明したいと思いますが、先ほど申しましたように22年度事業を行うに当たって、モーニングレースをしたり、ミニボートピアを開設したりだとかいうことで、かなりの収益が見込めるということで、3月の補正で2,000万円繰り出しということで計上させていただきました。決算におきまして予定どおり2,000万円が繰り出せたということで、22年度で基金を除く現金ベースでの内部留保としましては、減価償却費を含む額で約5億6,000万円を留保することができました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

あと1分の中でまとめていきます。

病院会計、それからボート会計ともに、病院会計は28億ぐらいのお金を現金でためてると思うんです。引き当て基金が多いんです。ボートは今5億と言いましたけれども。これが出ているのが、現金でお金を持っているような形に見えますけども、後でこの後何かのときに質問して確認していきますけど、減価償却という建物償却費を引き当てて残してるんですね。実際それが利益で出ているというのはないんです。今後、ボートも病院も、きちんと基金をためて今後のためにしなきゃいけない。予算にない2,000万円を出されたということは非常に町の財政にとってはいいことでしょうけども、単独としてのボート、単独としての病院、今後のことを考えて、病院は今回はなかったです。この特別会計についてはきちんとした管理をして、財産、それから今後必要になるお金は一般会計からは出せないんだ。よろ

しく特別会計の管理をお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問が終わりました。

○議長 横尾 武志君

次に、10番、川上議員の一般質問を行います。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上誠一でございます。一般質問を行います。

介護保険の関係について伺います。

介護保険は、6月15日参議院本会議で、わずかな審議時間で、賛成多数で可決し、改定されました。国会審議は衆議院で10時間の質疑と参考人の意見聴取、参議院では8時間弱という短時間でした。たくさんの問題を抱える中での採決であり、日本共産党は反対をいたしました。施行後10年を経た介護保険制度は保険あって介護なしの言葉に象徴されるように、高すぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出してます。

芦屋町では、介護保険制度は福岡県広域連合に加入して行っております。私は今年の5月から広域連合議員に選出され、年に2回しかない連合議会の場を活用しまして、論議してきました。今回の介護保険改定案は、住民にとって大変身近な問題であり、非常に重要なものであります。しかし、介護を必要とする方、介護をする方、その当事者に全く内容が知らされていないというのが状況です。住民に介護保険制度がどうなるかを知っていただくために、あえて、広域連合の場ではなく、町議会の議場で一般質問を当てさせていただきました。また、町としても、理解していただきたいとの思いもありますので、よろしくお願ひします。

それでは1点目に、今回の介護保険の改定により、要支援者向けに行われている介護保険の訪問通所サービスを市町村の判断で介護予防日常生活支援総合事業に移し、配食や見守りなどと組み合わせ、保険給付の対象外にできることがうたわれてます。ほかにも、高齢者、障がい者の生活に大きく影響を及ぼすものが含まれていると認識しています。町の見解を伺います。

2点目に、第5期介護保険事業計画の介護保険料について伺います。

厚生労働省は、第5期の12年から14年度の次期保険料は現在の国内平均月額4,160円から5,200円程度となり、1,000円程度の値上げされる試算を示しています。

広域連合では、全国でトップの水準の高い保険料ですので、さらに高い保険料になると考えますが、介護保険料はどのくらいになると見込んでいるのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

今年6月に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づいて、介護予防日常生活支援総合事業が創設されました。

法改正の目的につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシス

テムの実現に向けた取り組みを進めることにあります。

法改正の概要につきまして、大きな柱が6つございます。

まず1番に、医療と介護の連携の強化でございます。内容的には、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援を推進。

2つ目が日常生活圏域ごとに、地域ニーズや課題を踏まえた介護保険事業計画を策定。単身・重度要介護者に対応できるよう、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスを創出。保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。介護療養病床の廃止期限を猶予すると。

2つ目の柱が、介護人材の確保とサービスの質の向上でございます。介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。介護福祉士の資格取得の方法を見直し、延期する。

3本目の柱といたしまして、高齢者の住まいの整備でございます。

厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付高齢者向け住宅の提供を促進すると。

次、4本目の柱といたしまして、認知症対策の推進でございます。

市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進するというところでございます。

5番目の柱といたしまして、保険者による主体的な取り組みの推進でございます。

介護保険計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保するということです。

6番目の柱が保険料の上昇の緩和でございます。各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用するというふうになっております。この法改正を受けまして、芦屋町が加入しております福岡県介護保険広域連合におきまして、第4期の計画の検証を行いながら、第5期の計画において、介護予防日常生活支援総合事業について検討がなされております。町といたしましては、遠賀支部とともに調整していきたいというふうに考えております。

法律の趣旨でございます。高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにしていくことは理解しております。しかしながら、具体的な情報提供が国や広域連合からないため、どのような問題点があるのか想定できないのが現状でございます。今後、広域連合から情報が入り次第、広域連合及び遠賀支部と協議を重ねながら、検討していきたいというふうに考えております。

2点目の介護保険料につきましては、政府案で、県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減をするというふうに盛り込まれておりますが、広域連合のほうといたしまして、給付準備基金も使いまして保険料の軽減を図りたいとのことでございました。額につきましては、現在算定中ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ありがとうございました。

それでは、第2回目の質問を行います。

まず最初に、介護予防日常生活支援総合事業、これを先ほど言いましたように、遠賀支部で行うということになってます。総合事業につきましては、基本的には、

各町、中学校区単位で行うという、そういった方針が出ておりますが、広域連合では、現在ある地域包括支援センターの位置づけ、これが変わってきてくると思います。今後、地域包括支援センターはどのようにするのか。その点をまず伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

地域包括支援センターのことについてのご質問でございますが、福岡県介護保険連合では、今現在、地域包括支援センターを各支部に持っております。これを平成26年度までに、各市町村に運営体制を移行するというふうにしております。これ、町に移行されますことは、今現在、包括支援センターが遠賀町にございます支部のほうで運営しておりますが、これ各町に来ることによりまして、相談等の利用はしやすくなるというふうに考えております。

今、申しましたように、現在は遠賀支部内で運営してるため、若干利用しにくいものとなっておりますが、町に持ってくることによって、利用者もふえてくるというふうに思われます。

それで、現在、地域包括支援センターを町直営で運営することも含め、現在検討中でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われました、現在は遠賀支部ということで、4町で地域包括支援センターを遠賀支部の広域連合支部の隣で運営してる状況です。

もともと、この地域包括支援センターをつくる時、国は、中学校区単位の1万人規模で、その枠でつくりなさいということを言っていました。ところが介護保険広域連合では、こういった国の方針ではなく、各支部でつくるとということで、遠賀支部ですから、7万人程度の中で一つをつくるという、こういった無理なことをやったわけです。各支部ですね。言われましたように、遠賀支部に地域包括支援センターがありますので、遠賀町の方は介護保険の問題について、いろんな相談に地域包括支援センターに伺うことができますが、なかなか芦屋町の方は遠くにありますんで、地域包括支援センターがあること自体も知らなくて、役場に介護の相談に行ったりとか、いろんな介護保険を取り扱ってる事業所。そういった所に行っているというのが状況でした。もともとは、ほかの所は、広域連合ではないほかの所は、町とか、市が保険者をやっていますので、それぞれ1万人規模を基本として地域包括センターをつくってきたわけですけど、今回のこういった地域包括ケアが行われるということで、広域連合としても、各4町に、町に戻すという、こういったことになったわけなんですけど、そういった点で、ほかの所はこれに対してすぐ対応できてますが、広域連合内の自治体は、これをどこに移すのか、どこにつくるのか、スペースはどうするのかという、そういったことで右往左往しているというのが状況です。

現行は、大きいなりにも、直営で地域包括センターをやっております。やはり、これを町でやるという状況になった中でも、やはり、介護については町が責任を持つという立場から、町の直営でやるべきことではないかなというふうに思っております。

今回、こういったふうに、町で直営でやるというふうになれば、町としては、この地域包括支援センターをどこに移転するのか。それはどのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

先ほどお答えいたしましたように、町直営でやるということを想定しながら、今、検討している段階でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もともとですね、芦屋町は介護保険制度ができたとき、これに対応するというところで、芦屋町立病院の横に健康管理センター、ほほえみほーるをつくったわけですけど、これが一昨年ですかね、町の行政改革、集中改革プランの中で、一応、庁舎に戻すということで、現在、空き家になってるわけなんですけど、本来的なら、ほほえみほーる、健康管理センターを運営しておけば、その中に十分スペースがあり、そこで行って、保険や医療、福祉、介護、こういったものを一体となってやることのできたわけなんですけど。現在は解体して本庁内に介護の部分が入ってきてるという状況です。私は、やはり、これを、こういった健康管理センターを解体することを提案した町、また、それを許した町の議会も、やはり、住民の福祉に責任を持つという立場から大きな問題があると思っておりますが、今からでもですね、やはり、保健、福祉、医療、介護を一体化として行っていくという点で、この介護予防日常生活支援総合事業、これをきっかけに再度、健康管理センター、ほほえみほーるを再開すべきということを考えますが、そういったお考えはいかがでしょうか。これは町長、執行部のほうに伺います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

そもそも健康管理センターを役場のほうに持ってきた理由というのは、ワンストップサービス。住民の皆さんがワンストップでサービスを受けられる。そのようにするためには、当時、住民票は向こうで交付ができるような形にはしておりましたが、それ以外のさまざまな届け出等々がございまして、そういうワンストップサービス。いわゆる住民の利便性の向上のためにした制度でございます。したがって、それをもう1回よそに持っていくという考え方は今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回、支援総合事業になりますと、介護の問題ではなく、生活支援や住宅問題、そういった部分もありますので、そういったところが連携できるということが必要になりますので、そういったこともしなければいけないということで。ただ、やはり、地域包括支援センターを庁舎内につくるとしても、やはり、ちゃんとした位置づけをもって、ちゃんとしたスペースをとり、皆さん方のニーズにこたえられるよ

うな、そういった地域包括支援センターにさせていただくよう強く要望いたします。

本題に入りまして、まず介護予防日常生活支援総合事業、これですね、さっき、課長からも説明がありましたように、今回の改定により、市町村は介護予防日常生活支援総合事業を創設することができるようになった。総合事業は要支援と介護保険外等の高齢者を対象とした事業として、介護予防給付のうちの町が定めるものと、配食や見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支援するものという、こういったことになってます。

現在の介護保険制度では、要支援の1、2と認定された場合、介護予防給付を受けることになります。この予防給付は、要支援に対する介護保険による保険給付で、デイサービスや訪問介護、短期入所などが要介護者に対する介護給付に準じてます。

今回の法改定では、総合事業を実施する町は要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断するということがあります。つまり、介護保険の制度の中で行うのか、町のやっている介護保険ではない地域支援事業、これで行うのかということ判断することになります。

問題は、この総合事業、地域支援事業ですね、町がやる。これは全国の一律の基準に基づく介護保険サービスではなくて、市町村が行う支援事業となりまして、サービスの内容も料金設定もすべて市町村で決められる。市町村任せになっていくということになります。こういったことから、多くの問題点が出てきます。

まず第一に、市町村任せの総合事業ではサービスの質が保たれるのかという問題です。改定案の中では、介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するためにですね、ヘルパー資格の配置施設、運営などに全国一律の基準がありますが、この総合事業にはありません。介護保険制度では、ヘルパーさんの基準とか、ケアマネージャーを置くとか、数とか、そういったものが全部で、全国一律の基準の中で、それに満たされないものは指定業者にはならないという、そういったことですが、支援事業では、町で決められるということになります。

サービスの担い手について、これが一番問題でして、町で行う総合支援事業では、ボランティアなど、こういった多様なマンパワーを活用されるとしており、ヘルパーの資格のないボランティアスタッフ任せになり、費用を抑制することが可能になってくるという。これ後で申しますけど、これ事業費が大変少ないんで、そういった基準にあったヘルパーさんとかでは、当然予算が足りなくなってきました。また、これまで予防給付で訪問介護を受けて、ヘルパーの支援で食事づくりをしていた人が、今度は総合事業になると、もうヘルパーさんの配置をしませんよ。あなたは有料の配食サービスにきなさいという、こういったことに変更されるという、こういったことも起こってきます。

2点目に、利用者の意に反して、それまで利用していたサービスを取り上げる可能性があるということです。先ほども言ったように、利用者が従来どおりの介護保険による訪問介護やデイサービスを望んでも、総合事業には本人の意向を尊重するという事はしますが、最終的には市町村が判断することを決定としますということになってます。不満がある場合には、これは県に一つしかない介護保険審査会、ここに申し立てるしかありません。大多数の高齢者はこういったことはできませんので、泣き寝入りしていくという、こういった状況になります。ヘルパーを使いたいが使えない。こんな事態が起こってくるわけです。

第3に、総合事業を行う地域支援事業。これは総事業費や介護給付費の3%以内で抑えなさいという、こういったことが決められています。介護保険における要支

援の人たちの介護給付費は給付費全体の5.9%を占めていることから、現行の介護保険の3%ではサービス提供が不可能となることは、これはもう明らかです。総合事業を実施するのであれば、やはり、この3%の制限を引き上げること。こういったことが不可欠です。そうしなければ安上がりのサービスに走ることは必然であって、サービスを受けられない高齢者が生まれるという、こういったことになります。

このように今回の改定は、この間、政府が進めてきた介護保険の給付費を抑制するために、軽度者からの介護の取り上げをさらに進めるという、こういったことを目的としたものです。軽度者からの介護の取り上げというのは、必要なケアを受けることによって、生活が成り立っている高齢者から生きることの基礎を奪うこと、こういったことになります。

ここで一つ紹介したいのが、この間の国の中の論議の中で、こういった軽度者からの介護を奪うことについて、こういった論議がされたかということです。7月27日の社会保障会議の介護給付費分科会というのがあるんですけど、そこで参加されていた大学教授が「大震災を機会に要支援1、2は、介護保険は外すべきだ」とかね。「おばあちゃんのお世話保険をつくったわけじゃない」とか、こういった持論を展開していってます。また、「どこかで、そういった給付を切らなきゃいけないというのであれば、新しい方式として、自治体に任せる方法がいいんじゃないか」、こういったことを言われているわけです。ほかにも、やはり、財界が、その給付費削減を合唱してるわけです。軽度な利用者サービス。これは介護保険の対象外に見なすべきだというふうに経済同友会は言ってますし、軽度の要介護者などの給付費の見直しを行えと、日本経済連も言ってます。そういった中央レベルの中では、軽度の方の保険からの外しという、給付を抑制するという、こういった攻撃がされてきてるわけです。こういった陰に、こういった形になって、この改定案が出てきた。このタイミングで。やはり、給付費の抑制。こういったことがねらいがあるということを理解した上で、運用の中で、ぜひ、介護する方、される方にとって、一番いい介護保険制度にしていきたいと思えます。

こういったことを踏まえて、今後、広域連合の中で論議があると思えますが。やはり、住民が必要とする介護が受けられるように、保険制度の論議をしていただきたいと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

1回目の質問のときにもお答えいたしましたように、今現在、介護予防日常生活支援総合事業の計画を今、広域連合のほうで行っている段階でございます。どういふ計画になってくるか。この辺のところは私どものほうに、まだ情報が全然入ってきておりませんので、住民の方にどういふふうなサービスができるのか、そういったところにつきましては、広域連合等から情報が入り次第、広域連合並びに遠賀支部と協議を重ねながら、住民の方にご不便おかけしないような方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今回の法改正につきまして、議員おっしゃられるように、かなり、いわゆる給付と負担の関係の見直しがされたものと。これは近い将来もしくは遠い将来において、超高齢化社会が到達するであろう。そのために、今から対応しておかないかん。そういうことが前提にあったのではなかろうかというふうに考えております。ただ、かなりのところで、住民相互の助け合いも積極的な役割を想定して、地域での暮らしを実現していこうというような部分がございます。これについては、議員もおっしゃられたように、ボランティア等の活用等も視野に入れてあるようで、実際問題、今後どのような形で、この地域福祉を考えていかんやいけんのかというのは、私どもも非常に不安に思っております。

また、先ほど、ちょっと、この事業自体が各町に任せられておるので、それについては、各町がまちまちの運用をするんじゃないか。そういうことになると、いわゆる厚くする市町村、厚くしない市町村も出てくるといような考え方がちょっとお示しにされましたけど、基本的には、そういうことがあっちゃいけないと思っております。したがって、何らかの形で国からの指針等も今後出てくるのではないかと。そういう形で、全国公平公正な形で運用をしていただきたい。このように考えております。とにかく、法律が制定されましたので、その趣旨は趣旨として、考え、その中で、いかに高齢者の方、介護を受ける方が充実して受けられるような環境づくりに今後とも、課長言いましたように、支部とも連携しながらやっていきたい。このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

確かに、地域包括ケアシステムというのは、内容的に見れば、理想としては大変いいものであります。ただ、それを実現していくための財政の裏づけというものがなくて、それを市町村に、やっぱり、安上がりのサービスで対応させるというところに大きな問題があるんじゃないかなと思っております。

次に、先ほども言われましたように、この中で、今回から介護職員による医療行為の問題が出てきます。今回の改正で介護を担う人から不安と危惧が一番上がっているのが、介護福祉士と研修を受けた介護職員による医療行為の解禁になります。現在は医師、看護師等にしか認めていない、たん吸引などのことを介護職員が行えるということが今度の法改正でなっています。たん吸引については、平成22年から一部解禁されてまして、特別養護老人ホームでの一定の条件下で認められています。これは現在、どういった条件下で認められるかということ、まず第1に、介護職員がたん吸引の行為を行うことについて、入居者の同意を書面で求めるということと、2点目に医療関係者による的確な医学管理を行うこと、特養老人ホームに配置された医師から看護職員に対して書面による指示があって、その指示のもとで、介護職員が連携して、共同して、たん吸引等を進めていくということ、3点目に、たんの吸引等の水準確保ということで、実施に当たる介護職員が必要な知識、技術に関する研修を受けるということ、4点目に、施設における体制整備ということで、安全な確保のための施設内委員会が設置されていることなどが上げてます。ほかにも、たんの吸引等に関して一般的な技術の手順書が整備されていることが、ヒヤリ・ハット事例の蓄積、分析など、定期的な実施体制の評価、検証を行うこと。さらに、緊急時の対応の手順があらかじめ定められていることなどが挙げられています。

こういったセーフティネットのもとで、今、たん吸引が特養ホームや在宅のALS筋萎縮性側索硬化症患者、こういった方々に限定して医療行為を在宅サービスのヘルパーや、こういったことで限定していたものを、医療行為を在宅サービスのヘルパーやほかの施設にも拡大して法制化していくという、こういったふうな、なし崩しが行われています。

これに対して、本当に、やっぱり、現場の人は不安を抱えています。特に、やはり、こういった、たん吸入とかの場合の事故が起きたときの責任はどうなるのかという問題です。もともと、こういったことが起こったのは、看護師不足をおざなりにしてきたこと。また、医療状態の患者さんを介護に早く追いやってしまってきたという、こういったことが根本的な原因になっているわけなんですけど。今、行われているヘルパーさんの行為については、やはり、医療行為との関係で、細かく、やってはいいこと、いけないことというのが決められています。例えば、体をふいてあげるというサービスはできますが、汚れた包帯を交換するという、これは看護師が行うことですからできない。医療行為になります。また、あるいは飲み薬を朝、昼、晩と、その時間ごとに分包して、あっている飲み薬を飲むことはできますが、分散している薬をヘルパーさんが判断して、これを飲みなさいとか、そういったふうなことを指導することはできないという。こういった細かく医療行為になることをやっていけないことが決まっています。そんな中で、どうして今度は急に、このカテテルを使っての吸たんがいいですよということになったのか。こういったことに対しての不安が大きく広がっています。

先日、北九州市では、専門的な技術を持った看護師がつめの手入れを行ったことが虐待というふうな認定をされて、つめ切り事件に巻き込まれるという、こういった事例もあります。やはり、重い仕事をするだけの賃金も保障されていないヘルパーさんがこういった医療行為を行うことを認めるといって、こういった改定には大きな問題があると思いますが、その点、お答えできれば、ぜひ、見解を伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

ご質問の件は、介護職員等による、たんの吸引等の実施のための制度ということでございますが、これは社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によるものでございます。趣旨といたしましては、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員は一定の条件のもとに、たんの吸引等の行為を実施できるということでございます。

実施可能な行為でございますが、たんの吸引とその他日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示のもとに行われるものとなっております。

具体的な行為につきましては、省令のほうで定められるようになっております。一例を出しますと、たんの吸引。それと経管栄養ですね。胃瘻、腸瘻などの経鼻経管栄養でございます。

この、たん吸引等ができる介護職員等の範囲につきましては、介護福祉士であれば、具体的な要請カリキュラムを受けた者ということになっております。このカリキュラムにつきましては、省令で別途定められております。

介護福祉士以外の介護職員がやる場合につきましては、同じく一定の研修を終了した者を都道府県知事が認定いたします。その認定を受けた者がこういった行為ができるということになります。

今、うちのほうで入っております情報は以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくですね、やはり、これは一つのきっかけです。重大な問題は、やはり、今後、法律を変えなくても介護職員が行う医療行為の範囲を拡大することができるようになるという、こういったことが大きな問題なんです。厚生労働省の宮島俊彦老健局長は、「今回は一つのきっかけ。医療、介護の垣根を低くしていく中で、どちらかという、介護福祉サイドが医療を吸収していくことになるだろう」というふうに発言しております。今後、対処行為の拡大が大きく広がるということは必至なことです。

衆議院の厚生労働委員会で陳述しました東京の介護福祉の労働組合の書記長の田原氏は、「医療行為から介護の置きかえが中身も広さもどこまで行ってしまうのかというところが一番怖い」というふうに言ってですね。今後、本当に医療行為の拡大が一般的なヘルパーさんにどんどんどんどん拡大していくということが懸念されてます。本当に、こういった医療行為ということ自体が、その行為によっては命にかかわり、専門教育を受けた有資格者のみが行える医療行為が他職者によっていくという、こういったことには大きな重大な問題があります。介護現場で医療従事者不足を専門性が異なる介護職員に負わせるということは、高齢者の命の安全を脅かすことにつながるという、こういったふうに感じます。

そういった点で、今後、これからもいろいろ情報が出てくるとは思いますが、ぜひ、この問題についても論議して、これはやっぱり介護の問題ではなく今度は医療の立場からも相当の問題点が指摘されると思いますので、今後の論議に注視をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、先ほど言いました、今回、地域包括ケアシステムというのが全面的に打ち出されました。

これは、厚生労働省が今回の介護保険制度の見直しの検討に当たって、地域包括ケア研究会報告書を公表しました。これは高齢者がピークを迎える2025年に地域包括ケアシステムを確立させるという、こういったことを示してます。これによると、2025年にはおおむね30分以内。これが先ほど言った日常生活圏域になるんですけど、これに生活上の安心安全、健康を確保するための多様なサービスを24時間365日を通して利用しながら、病院等に依存せずに、住みなれた地域で生活を継続することが可能になってくる。また、独居世帯の中度の要介護者でも、医療を必要とするようになって、住みなれた地域で生活を継続することが十分可能になってくるとか、こういったことが書いてあります。とにかく、現在のような特別養護老人ホームにかかる長期間の待機者が生じないという、そこまで言って、まるでバラ色のようなようですね、夢を描いてるような状況です。しかし、先ほども言ったように、これに対して裏づける内容は出さないで、安上がりのサービスに変えていくという、こういったことです。

こういったことの中で、地域包括ケアシステムが包括すべき地域というのは、中学校区単位、人口1万人程度というふうにされて、これが日常生活圏となってます。こういったことから、地域包括支援センターを1万人規模でやりなさいということの数年前から厚労省は言っていたわけなんですけど。今度の改正法の中では、日常生活圏ごとに、地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画の策定を

盛り込み、その自治体に対して日常生活調査を行うという、こういったことを求めています。遠賀支部または芦屋町では、この日常生活調査は行われたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

先ほど言いました地域ニーズ調査につきましては、芦屋町では行っておりませんが、今年4月末に福岡県介護保険広域連合におきまして、今年4月に日常生活圏域ニーズ調査の調査票を発送しております。

この調査方法につきましては、65歳以上の要介護3から5を除く高齢者のうち20%を無作為抽出いたしまして、郵送により送付しております。

8月ごろに、この調査結果を取りまとめたものを市町村に発送する予定ということになっておりましたが、今のところの調査結果につきましては届いておりません。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後、調査結果が公表されるでしょうが、この調査結果に基づいて、芦屋町また広域連合は第5次介護保険事業計画を策定するわけなんですけど。この策定に当たって、日常生活圏域ごとに住民代表の参加する日常生活圏部会、こういったものをつくって、この中で地域の住民ニーズ、介護の状態、そういったものを論議して、それを第5期の事業計画の策定に当たって反映させろという、そうしたことを求めて、日常生活圏域部会をつくりなさいというふうに言っていますが、これについては、どのように進んでるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

日常生活部会をつくるということにつきましては、広域連合に問い合わせましたところ、まだ、今のところ、つくるかどうか、その辺はまだ確定してないということでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった、ちゃんとした調査結果に基づいて、そういった論議する場をつくり、そういった今の実態を事業計画の中に反映しないとね、机上の論議だけで事業計画つくっても、本当に何もならないというようなものですよね。そういった点では、ぜひね、圏域部会をつくっていくということを今後の広域連合の中でも求めていただきたいと思います。また、私も、広域連合議会で求めていきたいというふうに思います。

続きまして、24時間定期巡回、随時対応サービスについてです。この訪問介護とか、ヘルパーさんを24時間巡回させてくださいということは、今までの住民のニーズとしては大変あったわけなんです。寝たきりの方にとって、排せつはきちんと夜間には1回、2回、見てあげるといふこと大切だと思いますし、また、体位を変換することによって、床ずれ、褥瘡を防ぐということは非常に重要なことです。

必要あると思うんですけど、今のままの状況でこれを押し進めていくということに問題があるんです。必要性はあるんだけど、例えば、夜中に行くとしたら、かぎを預かって、その家をあけて入って、ヘルパーさんといったら、大概が女性の方が多んですけど、女性が夜道をですね、そういったことをしていくわけです。そしてサービスをして、電気を消して、また、かぎを閉めて戻ってくるという、こういったことです。もし、これの中で何かがなくなっていたら、どうなるんだろう。責任はどうなるか。また、女性だということで、犯罪とか、こういったことに巻き込まれないだろうかと、そういった不安の声がヘルパーさんから上がってます。

この内容を見ますと、大体、訪問介護時間も5分から20分程度で行いなさいと。それから、また、定期巡回、随時対応サービスのこれの介護報酬というのが包括定額払いというふうになってます。つまり、1カ月間のうちに10回行っても、20回行っても、30回行っても、報酬は一緒なんです。そういったふうになれば、先ほど言いました、1人で女性のヘルパーさんをやるわけにいかないんで、2人を配置するとか、そういったことも出てきますし、相当の金がかかります。また、何回も回数をふやせば、その分だけヘルパーさんの賃金も必要だということで、事業所自体がこういったサービスを提供を控えていくという、こういったことが生まれてくるというふうに考えられます。

そういった点で、この24時間定期巡回随時対応サービス。これについて、本当にやっていけるのかという危惧があります。

その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

今度の法改正の概要の中にもございますように、単身・重度の要介護者に対応できるよう、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスを創設するというようになっております。こういうふうになっておりますので、広域連合のほうにおきまして、この法改正を受けまして、その辺も十分論議されると思います。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

続きまして、療養型病床の問題について移ります。

介護療養型医療施設の廃止の問題につきましては、本来24年の3月末で廃止するという計画でした。今回、改定の中では、これを6年間延長するという、これは住民の声、そういったものが大きな力となって延長することが決まりました。しかし、基本的には、廃止の方針は撤回せずに、また新設は一切認めないということです。こういった介護の療養病床から早期に追い出された方が、先ほど言った胃瘻や腸瘻、そういった状況になって、家庭でカテーテルを使った治療をしなきゃいけないという、そういったことになるわけなんですけど。やはり、そういった点では、廃止の方向であるということが問題であるというふうに思います。

芦屋町にも介護型療養病床がありますが、現在の状況はどのようになっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

議員さんの質問ですが、現在、療養病床につきましては、全部で40床ございますが、医療型が10床、介護型が30床ございます。その中で、先ほど議員さん指摘がありました、23年度末で廃止予定が29年度末へ延びたということで、うちとしても、当院としても、当初廃止の法案が通ったときに、介護型30床のうち14床を医療型、16床を一般病床へ移行する検討を進めてまいりました。しかしながら、少子高齢化の中、長期入院の方の多数の利用がありますので、現状としてもありますので、今後とも、国の施策等を状況を踏まえながら、療養病床については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本当に、芦屋町の町立病院に療養病床があるということで、医療でかかった方が一時的に療養病床で滞在して、そして、回復した中で家に帰っていくということもできるというふうに思っていますので、ぜひとも、今後とも、療養型病床の継続というものを求めていきたいというふうに思います。

介護保険料が幾らになるかという点では、まず、先ほども言われましたように、福岡県には財政安定化基金というのがありますし、また広域連合には介護給付準備基金というのがあります。福岡県の財政安定化基金の残高が幾らなのか。また、広域連合の給付準備基金の残高が幾らなのか、わかるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

その件につきましては、ちょっと資料がございませんので、お答えできませんので、後日、ご回答申し上げます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、私のほうから申し上げます。

福岡県の財政安定化基金は129億7,000万円です。介護給付費準備基金は25億4,600万円あります。当初、介護保険広域連合ができたときに、この財政安定化基金を60億ぐらい借りたわけなんですけど、現在はそれも返還していますし、21年度には、介護給付費準備基金の中から10億程度を入れて、もう完全になくしてしまうというような状況になってるんで。広域連合としても起債がなくなってるわけです。今、国のほうは、こういった財政安定化基金も、今は、たまるばかりで使うことがないから、取り崩しなさいということをやっています。問題は、この福岡県がこの保険料を抑制していくために、この129億7,000万円を幾ら取り崩すかによって、この保険料の上昇がどのぐらい抑えられるかということが決まってくるし、また、広域連合が介護給付費準備基金の25億円のうちの幾らを充てるのかという、そこら近所で、大きく介護保険料の設定が変わってきます。そういった点では、県の財政安定化基金の大幅な取り崩し、そして、広域連合の準備基金の取り崩し、これを今後とも求めていかなければいけないというふうに思いますが、ぜひ、こういったことを踏まえて、広域連合の事務方の中でも論議をして

いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

基金の取り崩し等につきましても、広域連合としましては、いろいろ策を練って抑えていきたいというふうには申しておりました。それで、どのくらいの取り崩しになるかというのは、ちょっと、私どもではちょっとわかりかねますが、できるだけ抑える方向、保険料が上昇するのを抑えていきたいというふうには申しておりました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは最後に、町長に1点伺いたいと思います。

今回も、この議会に、特別養護老人ホームを芦屋町につくってほしいという、そういった請願も出ていますが、当然、やはり、基盤の整備をしていく。特別養護老人ホームをもっともっとふやしていくということは必要ですし、そうでないと、やはり、高齢者の介護というのが成り立っていかないと思いますが、ただ、問題は、この介護保険というのは、基盤整備費にお金を使えば使うほど、それだけ介護保険料にはね返ってきます。また、そのヘルパーさんの給料を上げようとするという。そういったことをしますと、また、それもですね、保険料にはね返るといふ、そういった矛盾した制度があるというのが、一番根本的にあるというふうに思います。

今度のこの改正法の中にも、附帯決議がつけられています。先ほど言いましたように、総合事業の実施に当たりましては、利用者本人の意思を最大限に尊重すること。また、医療行為の実施、吸たんなどの問題です。これについては、知識、技術の十分な習得、安全管理体制の整備、定期的な検証を行うとして、そして、介護療養病床の廃止についても実態調査を行い、必要な見直しを検討していくという、こういった附帯決議がついております。こういったことをするという点では、やはり、国が国庫負担をきちんと出さないことには、できないことばかりです。これは、やはり、この問題については、町だけではできることではありません。また、広域連合だけでできることでもなくて、やはり、国にそういった立場にされる。国に対する意見を上げていくという、こういったことがどうしても必要になってきます。きょうの質問の中でも、課長の答弁で、最終的にはまだ十分わかりませんというのが、今の実態だということを言っていました。確かに、これは介護保険制度だけではなくて、例えば、後期高齢者医療制度にしても、こういった法改正とか法律とかが本当にぎりぎりまで国が出せなくて、出たときには、もうそのまま受けざるを得ないというような状況です。恐らく今度の介護保険の改定についても、12月か1月、そういったところに全容が文書となってあらわれてくるというふうに思っています。そして3月の実施ですから、4月1日からの実施ですから、そういった点では、国の出してきたものをそのまま受けざるを得ないという、そういった状況だと思います。

きょう私が言ったことは、本当にこれは取り越し苦労であればいいんですけどね。やはり、そういったことでなかったら、やっぱり、大変な状況になるというふうに思っています。やっぱり、住民が本当に介護をちゃんと受けられるように、きちんとした介護をできるようにということをしつかり念頭にいただきまして、先ほど言い

ましたような政府のねらいも理解した上で、ぜひとも、今後とも介護保険を円滑に運営していくためにも、町長としても、やっぱり、町長会とか、そういった介護保険の支部の運営会議とかがあると思いますので、そういった中で論議をしていただきたいと思います。

私も広域連合議員ですので、広域連合議会の中では、そういったことを踏まえた論議を行っていきたいと思うんですが、最後に町長のご見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員より、介護に関するご質問あるあったわけですが、副町長からお話がありましたように、この法律は、今年の6月22日に官報で掲載されまして、施行日が来年4月1日ということですね。我々が認識している限り、先ほどからも出ますように、法律が施行される、その中身についての施行令、規則、財務的な措置がどのようにとられるかというのが全く見えない状況の中です。今までのずっとあっておりましたように、芦屋町は遠賀支部に所属しております。そして福岡県介護保険広域連合という、入っておるわけですが、川上議員も今言われましたように、遠賀郡4町代表して、結局、この介護保険広域連合で、先日も、今、ご質問があったようなことを6項目ご質問されておられるわけですが、それをきょうは町としての対応という形の中でご質問されたわけですが、逆に、我々代表でございますので、川上議員もぜひ、福岡県の介護広域連合におきまして、しっかり、その点を主張していただきたいし、我々町長会といたしましても、その点につきましては、今後、高齢化社会を迎えますので、その辺は十分認識しておりますし、そのような施策をとってまいりたいと思っておるわけですが、

先ほど出ました特養の件でございますが、現在待機が130名近くあります。今議会でも請願が出ておるわけですが、その点につきましては、やはり、企業誘致という形の中、それから福祉という形の中です。今後、そのように行動してまいりたいと思っております。川上議員も各県にいろいろ議会のパイプがあるかと思っておりますので、その辺につきまして、また、ご助力をお願いする場面があるかと思っております。そのときになりましたら、よろしくご指導賜りますことをお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

最後に、今回の法改正で、利用者、家族、関係者が求めているのは、重い介護保険料や利用者負担による介護控え、実態にそぐわない介護認定や利用額限度、深刻な施設不足と待機者の急増など、高い保険料を払い続けても必要な介護を受けることができない制度の見直しです。介護労働者の労働条件を改善し、深刻な不足を早急になくすことが必要です。高齢者が安心して暮らせる介護保険制度にすることを求めて、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時15分から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、8番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

お疲れさまです。8番、小田でございます。

一般質問を行います。

高齢化社会の進展に伴いまして、いろんな公共施設や道路におきますところのバリアフリー化が強く社会背景として求められておるのが今日であろうと思います。そのことを念頭に置きまして、質問させていただきます。

件名につきましては、道路上における歩行者の安全対策についてということで、要旨の1点目といたしまして、道路上の公共下水道の公共ますの設置カ所数、これはどのくらいあるのかなということでお尋ねいたします。

2点目といたしましては、この公共ますの維持管理、これについてはどのようにされておるのか。この2点につきまして1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

ただいまの件名、道路上における歩行者の安全対策について、要旨①の道路上の公共下水道の公共ますの設置カ所数はどのくらいかの質問でございますが、今現在設置されている公共ますは約4,930カ所でございます。

要旨②の公共ますの管理はどのようにしているのかの質問でございますが、管理につきましては、担当職員が不定期ではありますが、現場の巡視点検を行っております。公共ますを含めました管渠全体の管理を行っております。

また、下水道関係の維持管理といたしまして、毎年計画的に管渠清掃委託業務を行っておりますが、その際に公共ますについても清掃を行っております。したがって、公共ます周辺に段差等の異常が見つかった場合は、舗装の補修などを行っております。

以上のような管理を行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

公共下水道につきましては、ご承知のとおり、昭和48年から工事が始まりまして、町内の公共下水道の整備には当たってきたわけでございますけれども、各家庭から公共下水道につなぎ込む。これのためには、道路内に下水道管接続するための公共ますが設置されるわけでございますが、この数につきましては、4,900カ所以上ということで、大変多く設置されてるなということでございますが。

それと、また、維持管理につきましては、不定期ながらも巡視をやったり、あるいは定期的な管渠の清掃に伴って、ますの点検も行い、段差があれば、その修理

を行っておるといのが実情であると報告を受けましたけれども。この汚水ますと道路との段差。把握されておるとは思いますけれども、実態として、この4,900カ所の中で占める割合といいますか、大体数でどのくらいあるのか、把握されておりましたら、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

段差の箇所数までは把握はしておりませんが、道路パトロールなども行っておりますので、その際に段差の激しい所などを把握しまして、対処してるという次第でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

実は、私もですね、ほとんど毎日ウォーキングをやっているわけですがけれども、そのコースの一部において、まず、30カ所ぐらいはありますが、その中でも七、八カ所、2.5センチぐらいから、ひどい所で4センチあるいは5センチ近くあるかなという所も、結構ですね、見受けられるわけですね。そういう状況でありますので、市街地の中では、もっと数があるんじゃないかなというふうに思っております。西浜町、幸町あたり、僕は自転車によく回るもんですからね。そういう所におきましても、例えば、幸町、若松歯科さんの自宅の所から園田さんの所につきましては、二十数カ所はありますがけれども、そのうち10カ所ぐらい、ひどい段差がついております。そういう状況の中で、高齢者の方々が外出、あるいは障がい者の方々が外出されるときには、非常に利用しづらいような状況じゃないかなというふうに思っております。したがって、そういう危険であるという、この段差の解消策として、予算の関係もあろうと思ひますけれども、今後、この対策として、どのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほど議員言われました段差の問題ですけれども、最近、北九州市のほうで、そういった事故が起きているということもネットのほうで調べさせていただきました。そういうこともございまして、先ほども申しましたように、下水道担当職員の巡視点検、それと道路管理も行っておりますので、道路管理者としまして、道路パトロールを強化させまして、先ほどご指摘のありました箇所につきましては、場所をちよっとお教えいただきまして、再確認をしたいと思ひます。

また、その他の箇所につきましても、道路パトロールなどを強化させるということで、実態を把握しまして、維持管理を行ってまいりたいと思ひます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

さきに策定されました第5次マスタープランの主要施策の中でも、いわゆる高齢者や障害のある人たちに配慮したバリアフリー化など、人に優しい道づくりを推進しますと。こういうことで、きちっとマスタープランにもうたっておりますし、高齢者保健福祉計画の中でも、こういう公共施設に対するバリアフリー化もきちっと

示されておるわけですね。そういうことも踏まえて、こういう危ない所については、先ほど申しましたように、高齢者あるいは障害を持たれた方々、特に目の不自由な方々がつまずいて、転んでけがをした。そういうことのないように、十分な対応をぜひお願いしたいと思います。

先ほど所管課長のほうからお話がありましたように、北九州市において、マンホールの段差、3センチの段差につまずいてけがをされ、これが裁判になっております。北九州市のほうが悪けております。敗訴しております。この判決理由の中でも、3センチの段差であっても危険性が十分にあり、安全性を欠いていると。段差がないように管理すべきであるというような判決の中で指摘をされておりますので、芦屋町におきましても、そういう可能性が十分考えられますので、早急に、予算との兼ね合いがございませけれども、年次計画でも策定されまして、早急にこれらの解消に努めていただきたい。道路上の物だけじゃなくて、いろんな公共施設の中でバリアがあると思います。そういうものについては、フリー化をぜひ進めていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、1番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

皆さん、こんにちは。1番、松上でございます。

通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

私は、2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目は、不登校児童・生徒の対応についてであります。

児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、小中学校の不登校児童・生徒は13年度以降、全体として減少していると発表しています。それは学校内外の関係者のさまざまな努力の結果であると。しかし、今なお、不登校の子どもは中学校で36人に1人、小学校と合わせると約12万人もおり、まことに憂慮すべき事態であると、このように指摘をしております。

また、県教委は、10年度の公立小中学校での問題行動や不登校状況をまとめて発表しています。それによりますと、不登校は前年度比39人増の8,425人、いじめは同じく44件増の534件、暴力行為は228件減の1,387件だったと報じています。

県教委は暴力や不登校について、感情を抑え、抑制できない切れる子ども、家庭環境の変化などから不登校によるケースがふえる傾向にあると、このように指摘しています。

私は不登校問題について、4年前にも一般質問をいたしております。こうした経緯と県教委の発表を踏まえて、以下の点について質問いたします。

まず1点目は、平成18年度以降、不登校者の実態はどのように推移していますか。

2つ目、これまで不登校児童・生徒に対する対応はどのようにされてきましたか。

3点目、不登校ゼロに向けての今後の対応策について伺いたい。

これで1点目を終わります。

次に、2点目のいじめ件数の増加についてであります。

平成10年の全国公立小中学校などで認知されていた、いじめ件数は、前年比2,517件、3.5%増の7万5,295件。現在の調査法になった、06年度以来、初めて増加に転じたことが文部科学省の問題行動の調査でわかったと報じてます。

いじめの校種別の認知件数は、小学校が3万5,988件、前年度比1,229件増。中学校が3万2,348件と237件増、高校6,617件、975件増。特別支援学校342件、同じく83件増と。全校種で増加しています。アンケートの実施率は前年度比24.5ポイント増の90.4%に上昇しています。特に、小学校6年女児がいじめを訴えて自殺した群馬県では、実施率が78.9%から95.8%に上昇し、認知件数も前年の331件から2,510件、8倍に急増しています。

文部科学省は、昨年9月、子どもの自殺が全国的に相次いだため、アンケートの全校実施を求めており、アンケートの実施率向上がいじめ増加の主な原因と見ています。だが、いじめは潜在化しており、学校からは、判明したのは氷山の一角との声も上がっていると言われてしています。いじめをなくし、楽しい学校づくりをするために、教育委員会、学校として、どのように取り組んでおられるのか、以下の点について質問いたします。

1点目、芦屋町の小中学校におけるいじめの実態は把握されていますか。

2点目、いじめはどのようにして発見されていますか。アンケート調査は実施されましたか。

3点目に、いじめ防止の予防策はどのようにされていますか。また、いじめを認知した場合の対策と再発防止はどのようにされていますか。

以上を申し上げます、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

1件目、不登校児童・生徒への対応について、1点目、平成18年度以降、不登校者の実態はどのように推移しているのかというご質問ですが、小学校、中学校の順で述べたいと思います。

小学校では、平成18年度の不登校児童数は3名、不登校解消児童数はゼロ名、19年度は、不登校児童数は6名で、不登校解消児童数は1名。20年度は、不登校児童数は4名で、不登校解消児童数はゼロ名、21年度は、不登校児童数は6名で、不登校解消児童数は1名、22年度は、不登校児童数は7名で、不登校解消児童数は2名となっております。

また、中学校では、平成18年度の不登校児童数は18名で、不登校解消生徒数は2名、19年度は、不登校生徒数は27名で、不登校解消生徒数は3名、20年度は、不登校生徒数は15名で、不登校解消生徒数は5名、21年度は、不登校生徒数は14名で、不登校解消生徒数は3名、22年度は、不登校生徒数は24名で、不登校解消生徒数は2名となっております。

なお、不登校解消児童・生徒数とは、それまで30日以上の不登校があった児童・生徒が年度途中で復帰した数であります。

次に、2点目のこれまで不登校児童・生徒に対する対応はどのようにしてきたかというご質問ですが、学級担任等の対応として、家庭訪問をして、本人、保護者と会う。電話で本人、保護者と連絡をとる。関係機関と連携して指導する。スクールカウンセラー等の専門的な助言を受けて対応しております。また、相談、指導等においては、養護教諭による専門的な指導、スクールカウンセラー、相談委員等によ

る専門的な相談や福祉課、児童相談所などの関係機関とも連携して指導しております。

3点目の不登校ゼロに向けての今後の対応策について、どう考えているかというご質問ですが、未然防止のため、遅刻、欠席の状態を把握し、増加傾向の見られる児童・生徒に対しては、家庭との連携をさらに密にしていきます。また、朝、迎えに行くなどの対応や福祉課等など関係機関との連携、居場所づくり及び早期対応として、連続2日間休んだら、すぐに登校指導をするなどの対応をしていきたいと考えております。

2点目のいじめ件数の増加について、第1点目、芦屋町の小中学校におけるいじめの実態は把握しているかというご質問ですが、小学校、中学校の順で述べたいと思います。

小学校では、平成18年度のいじめ認知件数は3名、19年度はゼロ名、20年度は1名、21年度は3名、22年度は1名となっております。また、中学校では、平成18年度の認知件数は1名、19年度はゼロ名、20年度はゼロ名、21年度はゼロ名、22年度は3名となっております。

2点目のいじめはどのように発見しているのか。アンケート調査は実施しているのかというご質問ですが、学校担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の教職員が発見する場合、アンケート調査による取り組みから、また、本人、保護者からの訴えや、地域住民からの情報により発見しております。また、アンケート調査は、小学校は学期ごと、中学校は毎月行っております。

3点目、いじめ防止の予防策はどのようにしているのか、また、いじめを認知した場合の対策と再発防止はどのようにしているのかというご質問ですが、早期発見、早期対応が重要なことであるという認識から、アンケート調査、定期的な生徒指導委員会での情報交換、日記や班ノート、そして、何よりも担任教師による毎朝の健康観察などに努めております。そのことが予防策につながると考えております。また、認知した場合の対策は、いじめる児童・生徒への対応として、本人から状況を聞き、保護者へ報告し、指導を行うとともに、いじめた児童生徒や、その保護者に対する謝罪の指導を行っております。また、いじめられた児童・生徒については、本人から状況を聞き、学級担任や他の教師が継続的に面談し、ケアを行っております。

なお、再発防止につきましては、いじめの加害者、被害者双方に対して、状態を注視し、職員会議等で当該いじめについての検証を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

では、不登校のほうから入りたいと思います。

今ほど、18年から21年まで、その実態についてご報告をいただきましたが、私の予想と反して、ふえてるなというのが感想であります。確か、平成18年には3名、前年度よりも3名減と、18名で3名減と。そういう感じでありましたが、特に小学校の場合は、3名ぐらいだったのが、その倍ぐらい。6名とか、7名とか、こういうふうにならると。中学校も20年、21年は若干減ってますけども、23年は、22年か、24名と。このように多くなってるということで、私、ちょっ

と、残念に思っておるわけでありましたが。これまで、いろいろ対策等についてもご説明があったわけでありましたが、当時18年度でも、対策としてはスクールカウンセラー、あるいは家庭訪問、基礎基本学力の向上、学校、地域、家庭との連携ということで、今後もそういう取り組みをして減らしていくと、そういう報告があったわけでありましたが、そうした活動にもかかわらず、こうした人数がふえてるということについてはどういうことなのか、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、ご指摘のとおり、これは年度によって、一進一退があるというふうに理解しております。なぜかという話ですが、私たちも、よくわからないところがあります。なぜ、こんなにふえるのか。国も県も、いろんな機関が、いろんな手を打ってるわけですけれども、以前として全国で12万を超える子どもたちがいると。多分、ふえるだろうと、私、今、思ってるんですけれども。なぜかというの、よくわかりません。結論を申しますと。しかし、大きく言うと、誘因と要因というのがあるのかと。きっかけになることと、もともと持つてる要因というのがあるのかと思えますが、誘因というのは、例えば、さっき課長も申しましたけど、学校における友達関係が、何か、ちょっとしたことが、この子にとっては非常にダメージが大きかったというような、ちょっとした友人、要因、誘因ですね。きっかけになる原因。それだとか、家庭での親子の中でのちょっとしたことなどがあるということも誘因としてあるのかと。もっとも、もっと深層原因と申しましょうか、要因としては、やっぱり、今の社会情勢だろうと。一つは子育ての状況があっけてきて、これは子育てと親の心因性と、表裏一体のものなんですけど、母子分離が非常にうまくいってない。お母さん方が非常に不安で、学校に子どもを出すことを不安感である。離れることが非常に不安だというんで、何とかいって、学校に行かしたがるらないというか、こういうような心因性の子どもにもある、保護者にもあるという。それから、子どもの心因性があるという、心因性のこと。それから、家庭状況、いろんな家庭状況ございますが、そういうことがやっぱり根っこにあって、そして、最も危惧するのは、学校に行くことをそれほど家族も強要しない。行かれんのなら行かんでもいいよという感じの考え方。このあたりが非常にあってですね。ですから、子どもにいわゆる登校刺激をやらないという状況があるんだと。そしてまた、子ども自身にも、心因性とか言いましたけども、自立心に欠けているとか。それから社会性。これは発達障害のこともありますけれども、コミュニケーション能力といったことも含めて、社会性が非常に弱まっているとか。それから、いわゆる自尊心が落ちてる。自信だとか、自分に対する元気だとか、そういう自尊心が非常に弱まっていると。そういうことが一体となった中で、なかなかゼロにならないというふうに、私は原因としては、今のところ思ってます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに、18年度の当時も、学校に行かない。なぜ、行かないのか。いうことについては、何となく登校したくないと。学校に行かないことを悪いことじゃないと思ってるのか。本人のそういう無気力によるものというようなことで、全体的にも、

そういう見方がされております。今回、県教委が発表しております、その不登校の内訳によっても、中学校は前年度比で19人減、そして、4,013人だと。小学校は58人増の812名、こういうふうになってます。統計的にですね。なぜ、学校に行かないのかということの内容については、原因は家庭、家に引きこもりがちなどの無気力。これが22.3%、友人とのトラブル19.8%、親子関係に起因する、15%というふうになってます。今、教育長言われたような状況にあるんじゃないかなというふうに思いますけども、こうした県の実態と見比べてみた場合に、どのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

芦屋の子どもたちですね、非常に、それに近いことだろうなというふうに思っています。それと、もう一つ、芦屋の子どもたち、それにつけ加えますと、兄弟関係が非常に多いんです。兄ちゃんやら、姉ちゃんがしとったら、弟もなっている。そういう、ずっと家族、とらえてますけど、したがいまして、これはやっぱりそうなってくると、家庭、学校が家庭に責任という意味じゃございませんけども、育ててきた中で、そういうきちっと守ろうとか、決まりを守ろうとかいう言い方になると語弊があるかもわかりませんが、そういう点で、兄弟関係の不登校が芦屋の場合には、何かデータを調べますと、ちょっと特徴がもう一つ加えられるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

次は2つ目に入りますけども、県教委は、小学校での暴力行為や不登校の増加傾向が今後問題化する可能性があるかと、このように指摘をしています。不登校については、市町村の福祉部門と連携し、家庭環境に起因する改善を図りたいと、このように提言しておりますが、芦屋町としては、そこら辺について、どうお考えですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そこは一番大事なところで、私たちが一所懸命やっけていまして、今、福祉課の課長からも随分応援をいただけてまして、家庭に起因する家庭の経済的な状況だとか、家族構成上のいろんな課題がある子どもたちにとりましては、課長を通して、的確な指導をしていただきまして、家庭が生活、指導上が非常に困っている子どもたちは、児童相談所等と連絡をとったりして、まさに、そこらがやっぱりやっていかないと、学校だけではもうどうにもならないと。関係機関としかるべく連携をとりながら、関係機関からも後押しをしていただくと、そういうことが一番問われてると思っております。それを今、本当に積極的に、福祉課あたりに大変ご迷惑かけることでしょうけど、ご協力願っておるところでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

まさに、そこら辺を連携してやっていただきたいと思います。

次は、かつての不登校問題に関する調査研究協力会議は、不登校はどの子にも起こり得ることと、不登校が継続するということは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではないと、このように厳しく提言をいたしております。不登校問題の対応に当たっては重要な観点であり、学校や教育委員会としてはこれをどのように受けとめられますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

まさに、不登校の解決の目標といいますかね。今、議員おっしゃいましたように、将来的な、社会的な自立、これがやっぱり一番だろうと思ってます。したがって、進路形成にかかわる学習支援だとか、キャリア教育、情報提供ということに全力を尽くしているところがございますけども、尽くしておりますけども、なかなか、これはもう本当、残念ですけども、結局、子どもたちは、やっぱり休むんですから学力がついてこない。そうすると、ある意味では、そういう忍耐と言いましょか、頑張る力というのも低下してある。事例が幾つか芦屋でもありまして、町内の非常に奇特な方が、中学校卒業して、不登校の子どもたちも就職を採用していただいたんです。そして、正式なもんですから、ちゃんといろんな保険も掛けていただいてやるんですけど、半年もたたんでやめてしまったりですね。大変な残念なことがあります。ですから、やはり、社会的な自立といった場合に、学校で、じゃあ、その不登校の子どもにどういう指導していったらいいのかと。ただですね、一つ、今一つ事例が、名前は申し上げませんが、不登校の子どもが、自分は自動車関係に行きたいと。こういうことで、昔の職業訓練所というのがございます。今は名前が変わってる。そこに行こうと。そうすると、行くについては、試験があるわけです。それで、やっとそこで初めて勉強せないかんというんで、教員がもう個別に家に行って、出てこないもんですから、家に行って指導するという、そういう事例もあって。そういう事例は家族がちゃんと就職せえって、こういうことを言っていたからですね、本人もそこがある。そういう意味での社会的な自立というのと学校と家庭とが、保護者と連携をうまく図って、実際なしていくかと。これは相当、言うやすいんですけども、大変難しいんですが、私たちもそこに、ぜひ、そうしないと、将来税金払ってもらえないと困りますんで。何とかしたい。頑張っていきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

不登校の問題としてだけじゃなく、不登校は心の問題だけじゃなくて、進路の問題、そして理解して対応する必要があると。そうした基本認識に立って、学校教育は子どもを社会に送り出すことが本来の目的であり、学校段階で完結するのではなく、その先に社会というゴールがあると。その視点を小学校から高校まで、すべての教育が持つことが必要であると。このように指摘されております。いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

まさに、小学校と言えどもですね、いわゆる進路指導、キャリア教育というのは

非常に大事だと思っております。生き方の指導という言い方を小学校の場合やっております。中学校になってまいりますと、進路指導というのはしっかり出てまいりますから。小学校に進路指導という言葉はございませんけど、生き方の指導という形で、道徳だとか、特別活動の中で、どういう夢、希望を持っているかということをしっぴりさせて、それの実現に向かっていこうということをして学校では指導しているところでございます。まさに、芦屋町がやっております、さわやかプロジェクトは、夢、希望、志の実現に向けて、それで、芦屋の子どもは一緒に育てようと、皆さんで支援賜りながら、芦屋の子どもたちが夢や希望、志を実現するようにしていこうというふうに、今のところ、教育が一所懸命頑張っておりますが、なかなか実現という、なかなか、まだまだ、ほど遠いのかなと思っております。

もう一つ、つけ加えますと、今、本年度から始めた教育方針の中で、芦屋中学校の校訓がございます。「自主・協同・創造」というのが芦屋中学校の教訓でございます。これを幼稚園、保・幼・小・中連携する中で、「自主・協同・創造」ということを小さいときから、ずっと育てましょと、こういう形でやっていきたいと思います。幼児教育、小学校の低学年のところから自主という、自分から進んでいこうということをやっていこう。それから、協同・創造という。創造の最終的な目的は、やっぱり、自分の社会的な自立、生活をしっかり形づくっていこうと。そのためには、職業、生活力をしっかりつけようということも含めまして、今、取り組んでいるところでございまして、議員のおっしゃるとおり、まさに社会的自立こそが学校の目指すところだというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

対策の中の一環になると思っておりますけども、不登校の問題は不登校児童・生徒数を減少させるためだけの取り組みじゃなくて、不登校を起こさせないための取り組みもあわせて強化しなきゃならないと。子どもみずからが、学校は有意義な場所であると自覚できるようにすると、そのためには、楽しくわかる授業を展開し、学び合えるということをやわゆる集団づくりや人間関係づくりを重視することが大切であると。そのためにも、いじめや暴力行為は絶対に許さないと。問題行動には毅然とした態度で対応すると。教師による体罰等行為は根絶するなど、すべての子どもが安心して通うことができる学校を実現させることだと、このように指摘されておりますが、いかがでございましょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

まさに、そのとおりでございまして、非常に、言うはやすく、難しいところ、たくさんありますがね。今の学校の教員、芦屋町の教員は、私は少なくとも、胸張って言えるのは、多分、それに、完璧とは言いませんが、それに近いところで本当に日夜努力しているということだけは言えると思っております。不登校のゼロ、それから、いじめのゼロ、いじめにつきましては、ゼロは必ずしもよいことではないと。いかに認知するかということが、今、いじめの場合は指導が変わっておりますから、早期発見して、早期対応するということがいじめの場合大事だと。したがって、先生方と、学校、家庭、地域、そして関係機関と連携する中で、今おっしゃったような形で全力を尽くしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

学校生活の中心は各教科等の授業であると。一人一人に応じたきめ細かい教科指導を展開することによって、生徒指導上の問題を解決することもできると。継続的な不登校になる前に、何らかの兆候が見られると。初期の対応を誤らないためにも、例えば、児童虐待を早期発見することや、引きこもりに関する知識を身につけることなども大切だと。また、学習障害、LDなどの基礎的な知識を習得するための研修も必要であると。先生方の夏期休業日は、そのための貴重な時間だと、このように言われております。芦屋町教育委員会としては、このことについては、休業日の活用で何らかの対応をとられておるのか、あるいは、先生方の意思に任せておられるのか、どちらでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

幾つか出ましたが、夏期休業中でございますけど、芦屋の先生方は、もちろん県教委なりが研修を入れてますから、それに行くのは、いわゆる命令研修という形で行ってます。これはいわゆる職能に応じたといいますか、教員主任研修だとか、学年主任研修だとか、そういう職能に応じたもの。それと、経験年数に応じた経験10年経過教員研修、5年経過教員研修。もう、こういうのは、これは県教委が主催するやつです。大部分はそこで終わってます。私のところは、さらに、芦屋町独自で研修をやってます。大体、8月は、8月の、今年6日、6日の日に職員研修をやってます、その中で、今おっしゃいました、きょう、今年、1人、横須賀の国立の発達障害の研究所がございまして。そこに2カ月研修に行かせた先生がおりますが、彼に30分間、特別支援教育のいろはより、ちょっと上のはにほへとぐらいのところまで話させまして、程度の高いのを。それに対応するだけの教員の資質は高まっております。特別支援教育とは何だというような、そういう一般論じゃなくて、もう、もう一步上の段階の研修です。そして、それから、その研修の中身、ちょっと申しますと、芦屋町では脱携帯宣言やってますから。アンケートとりまして、携帯の使用状況、所持状況、そしてどうなった、そういうアンケートとってます。その先生方に報告した。そういうことが目玉で研修。

それから、小学校の先生には、今年も、理科、それから英語、これについては小学校の先生は全員、理科は希望ですけども、理解の実技が非常に弱くなっているということ、実技の研修会をやりまして。英語については、小学校の先生が全部英語活動をやってると。そういう独自の研修もやっておりまして、先生方は夏季休業中といえども、先生は休みではございません。昔は、教員は夏休みでいいねと言いました。今は全く休みじゃないです。出勤しておりまして。ですから、ほとんど学校に来てます。そういう意味では、先生方も大変きつい目に合わせておりますけども、頑張っております、おっしゃるとおりに、先生方の資質を高めることが子どもたちにはね返りますから、そこはもう本当に大事なことだと思っておりますので。冒頭に申しましたように、芦屋の先生方、今は本当に一所懸命に頑張っているというふうに言えるというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

この件につきましては、最後になりますけども、不登校の原因には多種多様あると思います。適切に対応していかなければならないと。そのためには、やはり、一人一人の個別のニーズをくみ取り、社会につなげるための環境を充実させ、不登校ゼロの学校を目指していきたい。文部科学省もそれを目指してほしいと、このように言うておりますので、このことを最後に申し上げまして、この件については終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2点目に入らせていただきます。

先ほど芦屋町のいじめ実態についてご報告受けたわけでありまして、文部科学省は被害者の声を反映しやすくするために、06年度からいじめの定義を変更し、それまでの一方的、継続的、深刻の3要件を満たさない場合は、いじめとは判断されないケースもあったと言われておりましたが、今回の芦屋のケースは新しい認定に基づいたものでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ええ、今、おっしゃいましたように、当該児童・生徒が一定の人間関係のある中から、ある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことによって精神的な苦痛を感じる。要するに、いじめと感じたらいじめですよというふうにとらえてまして、そのとおりのデータでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

このいじめの発見のきっかけというのが出ておりますが、アンケートなど学校の取り組みが26%で最高です。本人の訴えが23.1%。学級担任の発見19%。最低となっております。アンケートの効果はもちろんあると思いますが、本来ならば、一番身近にいて、毎日接している担任の先生が一番先に気づくべきじゃないでしょうか。このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

これはやっぱり、非常に難しいんですね。小学校の場合は、基本的には学級担任制ですから、今、おっしゃるように、朝から晩まで先生方が触れてますよね。子どもはですね、どちらかという、先生の前では隠すという、いじめられてないというような、隠すような雰囲気を持っておりまして、だから、先生が、見つけるの見つけますけども、その子の直接の姿を見て見つけるというよりも、ほかの子どもたちの話だとか、グループの中で、あれ、一人おるねというような感じで、見つけるというところなんで、直接いじめられとったぞという話は、なかなか、担任教諭が見つけるというの、なかなか、そこは難しいだろうと思います。したがって、班ノートだとか、アンケートだとか、そういうところに数がふえてる。いうふうに私は思ってます。中学校の場合は担任制じゃないんですから、中学校になると、いよいよ隠してしましまして、絶対に言わないと。いじめられたということを親にも言わないと。そのことが引いては自殺ということにつながってる事例はたくさんございますので、そこらはやっぱり非常に難しいなと思ってます。しかし、そうは言

いながら、教員がいかにかにアンテナを高くして、どう見つけることに努力するかというのは、当たり前のことだと思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

これは事例ですけれども、いじめの認知件数が1,000人当たり27.6件、3年連続で最多だった熊本県。これは文部科学省の強いる前にアンケートを実施しとるようではありますが、その実態把握に取り組んできた。そのきっかけは、同じ年に県内の消印のあるいじめ自殺予告はがきが文部科学省に届いた事件があったと。これをきっかけに、事件の深刻さを想像してやっとするが、いじめ解消率も、件数の多さは、そのアンケートによる件数の多さ。それを非常に難しい問題あるけれども、その事件を解消する解消率も一番だったと。熊本県教委は、担当教員が気づかないSOSを浮かび上がらせて、これを対応することができた。このように自負しておりますが、芦屋町のアンケートの場合はどんなぐあいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

アンケート、中学校は、平成12年の殺傷事件の件で、いまだに毎月1回教育相談アンケートをとっています。中学校は、私は感心してるんですけども、子どもたちのアンケート、全部出させますから、その中に書いてあることを即対応していますから、中学生は先生に対する信頼感が非常に高いというように思っています。ですから、あの中に出てくることは、いわゆるちくりとか、そういうことやなくて、本当のことだというんで、したがって、いじめ件数も非常に少なくなってるんだと。あのアンケートの中で、いろいろ携帯の問題だとか、いろんなことが出てまいります。それから、万引きがあったとか、たばこ買ってましたというのが出てまして、それは的確に対応しているというふうに思っていますので、中学校の場合は月に1回のアンケート。小学校は、若干学校によって差がございますけれども、大体学期に1回ぐらいアンケートとっておるということでございまして、これも学期に1回です。スパンも長いですから、それが的確かどうかという話はなかなかですけど。事例的には、本来ならば、おっしゃいますように、教員が早目に見つける。早目にアンテナを高くして見つける。そして、保護者等からの連絡を受ける。そのことが非常に大事なもので、特に小学校の場合、低学年、中学年あたりは子どもが小さくございますから、もっと、子どもが率直に言うてくる。そして、保護者も遠慮なく言うてくる。そういう関係をしっかりとすることが大事だろうというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

先ほど熊本ではアンケートがSOS、いわゆる、そういう状況を浮かび上がらせるという、評価をする反面ですね、同じ熊本県の学校の女の先生は、無記名といっても、やはり、告げ口をしたと思われるような思いで、子どもたちがなかなか書けないのではないかと。そういうことで、今、教育長言われたように、教師と子どもの信頼関係、これが一番大事じゃないかと。こういうことも指摘されておりますので、もうひとつ、聞きたいと思っております。

次に、アンケートの調査だけでは把握しきれない実態の複雑さと、あるいはいじめの潜在化というのが進んでいると、このように言われております。

大阪府はアンケートを100%実施しているようですが、その関係で、10年にはいじめを半数、半減したと、このように言われております。その教員は、教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの配置など、組織的な取り組みの成果が出てきたと、取り組みの手ごたえを示してます。しかし、同じ大阪府内の教育幹部では、人員の配置は対症療法で、今の成果は水ものとするべきであると。実態は見えにくい。このように警鐘を鳴らしておるといふ実態もございます。あえて、回答いただきませんが、そういう実態があるということ。

それから、次ですけれども、問題を複雑化させる要因として、家庭に不安定さがあると。大阪は生活保護受給率が全国一高く、市立小の男性教諭は、貧困など、生活環境が不安定なしんどい家庭の子がいじめの被害者にも加害者にもなりやすいと、このように指摘をしております。だから、子どもだけでなく、保護者にも目を向けるようにしてやると。このように指摘がされております。芦屋町でも、保護者との面談等、徹底的にやられておるようでありまして、そこら辺もひとつ留意してやっていただきたいなと思います。

それから、携帯電話の件でありますけれども、特に最近では、新たないじめの場として提供していると言われております。学校裏サイトなどの携帯電話で利用できるネット世界で、特定の子供が嫌がる写真を掲載して、投稿したり、書き込みで集中的に攻撃しながら学校生活ではそぶりも見せない。そうしたいじめがはやっていると、このように言われております。芦屋町では、携帯電話を持たない、持ち込ませないと、こういう取り組みをしておりますので、この点については問題ないかと思っておりますけれども、実態いかがですかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

先ほどちょっと申し上げましたけれども、5月ぐらいでしたか、アンケートとって、今まとめたのが、数値を、件数をしっかり数を覚えてませんが、今おっしゃいますような、携帯によるいじめ、またはいたずら、これはないと言っていいと思っております。報告受けてません。その点は非常に、携帯の所持率が劇的に下がったことはありません。微減ぐらいだと言ってもいい。しかし、携帯によって、ただですね、自分の名前を書かれたというの、二、三人出てました。しかし、そこでとまっているという。それが非常によかったかなと思っておりますけれども。ただ、それでも、中学校は携帯にかかわって、何が起こっても、おかしくない状況にはあるという心配はしておりますけれども、現実の問題としては起こっておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

いじめ発見のため、学校側の意識改革を求める意見もあります。これはNPO全国いじめ被害者の会の代表者で、自分の息がいじめを苦しめて自殺した人の親ですけれども、この方は、教師はいじめがあっても、けんかやトラブルとして扱い、仲良くしなさいとなだめているのが現実だと。これ悪いことした場合は悪いということをしつかりしかなることが真の教育じゃないかと。そうしないと、いじめた子どもも、

いじめられた子どもも、被害者も救えないと。悪いことを悪いということをきっちり徹底させることが教育だと、このように、この人は言われておるんですけども、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そのとおりだと思っておりますし、そういう指導をしています。なかなか難しいところもあるんだろうと思います。しかし、いわゆる規範意識ということも含めまして、きっちり指導していくと。これはやはり小さいときからの指導も非常に大事だろうと思っておりますから、保・幼との連携も含めながら、保・幼・小・中と、だんだん問題が難しくなるのであると思います。やっぱり、いけないことはいけないということをしつかりやっぱり、小さいときになればなるほど、そこらはきちんとわかってくる。そこはやっぱり非常に大事で。この点は幸い保・幼との連携がとれてますので、そういう指導の中で、先ほど申しました「自主、協同、創造」という、校訓に向けて行きましょう。その際に、自主は自分からということの特に幼稚園では言ってますけども、保・幼では言ってますが、その自分からの中でも、自分勝手ではいけないと言ってるんですね。自分勝手なことしちゃいけませんよと。ですから、そういう指導の中で、だめはだめということを書いていけるように。そういうのをさらに強化したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

残りです最後になりますが、いじめは悪いことでもあります。しかし、いじめた本人は悪いことしてないと思った場合が結構あるようでもあります。それをわかりやすくするために、いたづらをしたり、悪口を言ったりした子に対して、自分がそうされたらうれしいかと、嫌だろうと、自分がされて嫌なことは絶対に人にもしない、させないと。これは私の持論でありますけども、このことをきちんと子どもたちに言い聞かせ、守らせてやれば、きつといじめはなくなり、みんなと仲よくできて、学校は楽しい所になると思います。学校は楽しくなれば、不登校もなくなるでしょう。家庭、学校、地域社会で、子どもたちを見守り、きっちり育てていきたいと思います。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここで10分間休憩いたします。始まりは14時20分からいたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、11番、益田議員の一般質問を行います。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

こんにちは。最後でございます。お疲れのところ、よろしくお願いたします。

1 1 番、益田美恵子、一般質問をいたします。

3. 1 1 東日本大震災から、はや6 カ月、今回の震災は巨大地震が大津波や原発事故を引き起こす複合災害となりました。また、記録的な豪雨を伴った台風1 2 号は甚大な被災をもたらしています。テレビの画面や報道でしか知り得ることはできませんが、想像を絶するような光景と肉親を奪われた方々の悲しみは容易にはかり知ることはできません。お亡くなりになりました皆様のご冥福と被災に遭われました方々の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。通告書に従いまして進めてまいります。

まず初めに、公立・私立保育園保育所の耐震化について、1、小中学校の耐震化については議論がなされ対応が図られてきましたが、特に気になっているのが、みずからの判断で行動をすることが難しい幼児、幼保の問題であります。その1、耐震化についての相談が現在まであったのかどうかお尋ねいたします。2、耐震化の調査が済んだ施設についてお尋ねいたします。3、公立・私立ともに耐震化を進めていく上で、問題点があるとすればどのようなことでしょうか。

件名2、防災について。3月11日の東日本大震災、またこのたびの台風は、自然災害に対する私たちの考えを一変させたと言っても過言ではありません。1、今回、子どもたちの命を守るのに大きな役割を果たしたのは、学校活動で積極的に取り入れた防災教育だったと言われております。今後の防災教育について、どう考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。2、町で家族防災会議の日を設置をしておはかがかと思っております。この点についてお尋ねします。3、芦屋基地と芦屋町との防災についての協議が行われたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

件名3、遠賀郡4町と国土交通省、九州地方整備局と災害時の応援に関する協定の締結についてをお尋ねいたします。

9月2日付の新聞に大規模災害時の応援に関する協定締結調印式として報道されておりましたが、どのような内容のものかお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

1件、要旨1の1、耐震化の相談があったのかというご質問ですが、幼稚園につきましては、学校教育課からお答えいたします。

以前、ある幼稚園から、耐震化するに当たり、国の補助金はないかという問い合わせがありました。そのときに中学校の耐震工事を実施している時期でありましたので、私立幼稚園にも適用されるかどうかわかりませんが、文部科学省の安全安心な学校づくり交付金の担当課である県の施設課の電話番号等の情報を提供しております。

2点目、耐震化の調査が済んだ施設があるのかというご質問ですが、昭和56年以前に建築された幼稚園は芦屋中央幼稚園だけであり、先日園長先生から耐震診断書のコピーをいただいております。本館と遊戯室の2次診断を実施しており、本館において耐震化が必要との結果が出ております。

3点目、公立・私立ともに耐震化を進めていく上で問題点があるとすればどのようなことかというご質問ですが、基本的に私立幼稚園への文書等は、国から県、そして直接私立幼稚園に送られております。耐震化に関する相談等は、県の私学振興

課が担当しており、参考までに補助金の流れについて確認したところ、12月ごろに照会、翌年4月に内々定、7月に内定、10月に交付決定、3月に竣工ということになっております。補助金は文部科学省の補助金で、窓口は県の私学振興課で、幼稚園のほうから直接手続をすることになります。また、財源の問題もありますが、国の補助金を利用することから、後に会計検査院の検査を受けることもあります。そのあたりの対応については、県の私学振興課に十分相談されたほうがよいと思われます。

2件目の防災についての1のみ学校教育課でお答えいたします。

私たちが従来から想定している災害は、台風、地震、火事等で津波は考えておりませんでした。台風については、台風情報などに十分注意し、場合によっては朝の6時に教育委員会に各小中学校の校長を集め、休校等の判断をしております。火災につきましても、集団で避難し、運動場で消火訓練を行っております。地震につきましても、机の下に入り、その後運動場に出るといった訓練等を行っていましたが、東日本大震災後、地震の訓練において津波を想定し、屋上に避難する訓練もほかの学校も出ています。その訓練において、児童生徒には津波が来たら高いところに逃げるように指導をしているようですが、校舎は十数メートルしかなく、周りには高い建物がほとんどないことから、東日本大震災規模の津波が来たら、どうしようもありません。しかし、このたび町が海拔を表記したハザードマップを配付していることから、それを活用し、子どもたちに高いところはどこかなどの知識を身につけさせるなどの教育を行っていきたいと考えております。

また、町全体の防災と連携した中で防災教育も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

それでは、保育所の耐震化につきましてお答えいたします。

町内4つの保育所がございますが、まず緑ヶ丘保育所でございますが、法が制定された昭和57年以降に建設された建物でありますので、耐震診断の対象にはなっておりません。

次に、山鹿保育所ですが、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令では、保育所は階数が2階以上、かつ床面積の合計が500平米以上の建築物が対象となっております。山鹿保育所におきましては平屋でありますので、この基準に該当いたしませんので耐震診断はいたしておりません。

次に、私立の保育所でございます。芦屋保育園につきましては、本年度、国土交通省の住宅の建築物耐震化緊急支援事業を使いまして耐震診断を行っております。診断の結果、異常がないことが確認されております。

次に、若葉保育所でございますが、先ほど山鹿保育所のほうでご説明しました建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令で2階以上、床面積の合計が500平米以上のものが対象となります。若葉保育所につきましては、この両方の要件を満たしておりますので、耐震診断の対象となっております。しかしながら、耐震診断は今まで実施されておらず、今後も計画はないとのことでございます。

今後につきましては、県と連携して何らかの補助金等がないか調査をいたしまして、該当する補助金等がありましたら情報提供をしていき、その上で耐震診断の実施に向けてお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

件名、防災についての要旨 2、3 につきまして、私のほうからお答えいたします。

町で家族防災会議の日を設置してはどうかということですが、議員ご指摘のように、3月11日の東日本大震災、また台風12号の大雨により、紀伊半島では甚大な被害となっているわけですが、自然災害はいつでもどこで発生するかわかりません。このような地震や風水害などの災害から皆さんの生命、身体、財産を守るためには、日ごろから防災に関する意識を持つとともに、各家庭で災害に対して備えておくことが必要でございます。これらの備えは、各自の生命や財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠でもあります。

先般は各家庭に配付いたしました総合災害対応マニュアルの中にも震災での日常的対策として、家庭での防災会議や避難ルートの確認の必要性などを述べております。

家族防災会議の日を設置してはということですが、9月1日が現在防災の日となっております。これは広く国民の一人一人が台風、高潮、津波、地震などの災害について認識を深め、これに対処する心構えを準備しようというのが防災の日創設のねらいでもあります。そういった機会に家族の共通認識を再確認していただくため、広報等で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、要旨3の芦屋基地と芦屋町との防災についての協議についてでございます。芦屋基地では、9月1日を含む1週間を防災訓練の週と位置づけ、災害派遣用機材の取り扱い訓練、防災教育、防災点検などが行われております。

今回の訓練では、陸上偵察訓練が実施されています。これは地震による基地近傍の被害状況を把握し、災害派遣活動に反映させることを目的としております。仮に、芦屋町で地震などの大規模災害が発生した場合、町は福岡県を通して自衛隊の派遣要請を行います。一方では、航空自衛隊芦屋基地では、近傍において緊急事態が発生すれば、基地指令または部隊長等が非常呼集を発令し、災害救助に出動いたします。

芦屋基地との防災協議につきましては、先般の東日本大震災での津波の脅威を教訓としまして、津波に対しては高台への避難が最優先事項でありますので、現在は芦屋基地と基地内を利用することの協議を進めているところでございます。

また、火災に対しては、航空自衛隊芦屋基地との消火活動総合支援協定によりまして基地消防班と連携しているところでございます。

件名3の遠賀郡4町と国土交通省九州地方整備局と災害時の応援に関する協定の締結についてでございますが、要旨としましては、9月2日付の新聞に大規模災害時の応援に関する協定締結調印式として報道されていたが、どのような内容かということでございます。

この協定は、暴風雨や豪雪、津波などの大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び2次災害を防止することを目的としております。

九州地方整備局が行う災害時の自治体連携支援内容についてご説明いたします。

1点目は、緊急災害対策派遣隊、これは九州地方整備局職員で構成されております。これにより緊急調査により、土砂崩壊や地滑り等被災箇所の把握を行い、

復旧工法の提案、助言などをいたします。

2点目は、同じく九州地方整備局職員によります現地情報連絡員の派遣により、情報の収集や自治体の要望を整備局へ伝達いたします。

3点目は、災害対策用機械、機器による自治体への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、1項目ずつ恐れ入りますがやらせていただきます。

公立・私立幼稚園とか保育園の耐震化についてご答弁がありました。対象が2階建てであること、それから500平米ないと耐震化の診断ができないということでございますが、こういった大きな問題は差し詰め国の問題となろうかとは思いますが、小学校、中学校というのは既に耐震化を進めておられて、幼稚園、保育園というのは本当に小さい子どもがいるわけですから、まず自分から、はい避難と言われても、まずは逃げる態勢はとれないと思います。そこには先生方の大変な努力が要ろうかと思いますが、個々の幼稚園と保育園との連携も町としては何らかの対応策も考えておかなければいけないのではないかと、このように思います。

先ほど幼稚園に対する補助金の情報提供ということがございましたが、この情報提供というのは、予算がどれぐらいあるとか、その具体的なことの情報提供というのは行ってないんでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのときは、一応もう国の補助金はありませんかという程度だったもので、内容的には小中学校の補助金と私立の幼稚園が同じであるかということまで、ちょっと私たちが把握しておりませんでしたので、概略であります。施設課のほうで聞かれてくださいということは一応お話ししていたんですが、実際は私学振興課ということが私立幼稚園の担当になります。一応内容的にもちょっと確認したら、事業としては400万円以上で、それから補助率関係が原則としては3分の1ということになっております。

それとあと、耐震診断の結果によって――特例がらみ返ってくるか、かさんで入ってくるかどうかわかりませんが、そのあたりの確認をしてもらわないいけない部分があるかなというふうには思っております。その程度しか今のところは把握しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

私立の場合においては400万円、3分の1が補助対象になっているということ。公立の場合は2分の1が補助対象のように、私が先日お聞きいたしましたら、そのようなお話を聞いたことがございます。ただ、これが国の補助だけなのか、県の補助があるのか、町の補助はないのかとか、この辺はどうなんでしょう。国だけが2分の1ということで、県とか町というのは補助をしないということになっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先ほどの私立幼稚園の関係の耐震関係の補助金というのは、文部科学省の関係の補助金になります。

それとあと、ほかにはないかということなんですが、町のほうで私立幼稚園施設整備補助金というのがあります。そのあたりも個人負担、当然幼稚園の負担がどれぐらいということの中で、町のほうは施設整備について2分の1以内をお出しするという補助金がありますので、そのあたりの併用も耐震化については可能じゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そのような補助対象枠があるのであれば、特に小さい——お母様方に見てみたら、何かことがあったときには、もう一番に本当は飛んでいかなければならないところでございますが、自分の身は自分で守ろうというのが今回の大震災の教訓のようでございます。行っている間に被災をしてしまうという。そうであるならば、その幼稚園の中で、いかに先生方が子どもたちを、幼児の人たちを守ってくださるのか、命を預かっていただいて、大変負担をかけるわけではございますが、負担をかけるだけに、やはり町としても、その対象枠を、何か施設整備は以前は80%ぐらい景気のいいときには出していたようでございますが、改革がありまして、ちょっと今2分の1というお話があっておりましたが、やはり特に私立とか公立、両方とも、子どもたちは6歳未満の子どもたちでありますので、やはりその子どもたちを、同じ児童生徒でも、同じ親から見たらもっとかわいい、本当に一番どうにも対応できないという子どもたちでございますので、ここには検討課題として、今後町執行部とも打ち合わせをしていただきながら、また幼稚園と保育園との連絡もとっていただいて、耐震化のできていないところ、また2階建てでなく、500平米以内であるところも、今回はやはり同じ子どもで、2階だろうが何だろうが関係ないわけね、地震の場合においては。だから、そういったものも国のほうに働きかけ——私も働きかけてはいきますが、同じような補助対象にできればなど、このように思っております。

それから、先ほど若葉保育園ですかね、対象であるということではあります、計画はなしということの、この計画がない理由の中に何か特に——お金の問題が一番だろうと思いますが、お聞きになっている点がありましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

若葉保育所が耐震診断をしてない理由につきまして、園長のほうに事情をお聞きいたしました、明確なお答えはされませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

じゃあこの点については今後の大きな課題だと思いますので、取り組みの方をよろしく願いいたします。

それから、次の防災についてお尋ねいたします。

皆様もご存じのように、「釜石の奇跡」という、テレビで何度も放映していただきましたし、そのことが随分学校、防災についての命を守るといふ、児童生徒の命を守るのに大きな役割を果たしたと言われております。それは学校活動で積極的に取り入れた防災教育だったと言われております。

先ほど、るる取り組んでいる事柄、また今後の防災教育についてもご答弁がありましたけれども、やはり芦屋は特に高いところが学校周辺にはなかなかありません。山鹿関係でしたら、マリンテラスのあの上のほうとか、国民宿舎のほうとか。私は芦屋小学校においては、もう芦屋基地が一番いろんなものが整備されているわけですから、私はもう、お友だちからも言われるんですね。芦屋町は芦屋基地があるのに、なぜ芦屋町の防災の避難場所とできないのかというお声を聞いておりましたので、今回ちょっとそれは国の問題、国の施設だからねとか言いながらも、何か活路を見出さればと思つて質問させていただいたんですが、先ほどの課長のお話の中では、そういったのも今取り組みを進めていると、お話を進めているということでございますので、これは絶対に――絶対というか、もう本当に推し進めていただきたい課題だと思つております。まだその点については一回も何か新しいお答えが出ておりますか、基地との避難場所とかいう、そんなのは具体的にはないんですか、課長さん。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

学校の周辺、当然基地が高台ということで、30メートルほどございますので、今言つた芦屋小学校は、もうすぐ基地があります。それで、入り口が大体基地の場合3カ所ほどございますので、正門それから小学校側、それから東小学校側というふうにありますので、今基地とちょっと調整してありますのは、そういった住民の方が認識していただくために避難訓練をやつていただいたらどうかということで、基本的には町の要請に基づいて基地のほうもそういった門を開けていただくというような打ち合わせもちょっとしておりますけれども、ちょっとまだ具体的に正式に細部にすべて詰めておりませんが、今後そういう形で実施できればと思つております。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

飛び越えて基地のほうに行つてしまつておりますので元に戻しますが、先ほどの岩手県釜石市の「釜石の奇跡」、これは群馬大学院の片田敏孝教授が釜石市で学校防災教育を始められて7年になるそうです。2008年には文部科学省の防災教育支援モデル地域事業を採択され、10年度から市内の全14小中学校で津波防災教育が行われてきたと言われております。

で、徹底されてきたのが3原則、まずは想定を信ずるなということ。芦屋町にもハザードマップもありますし、いろんなもう整備されてまいりました。しかし、それはあくまでも想定されたものであるもので、想定を信ずるなということと、2点目にベストを尽くせ。3点目が率先避難者たれという、この3つが津波防災教育で常に言い続けてこられたことだそうです。

まず、その想定を信ずるなということ、ハザードマップ——確かに芦屋町も災害予測図ができております。危険区域から外側であれば安全とは限らないというのが今回の教訓であります。

で、私自身もハザードマップを見て、ここが津波が来たら、ここまではちょっと危険区域だなというのは感じますけれども、それ以外は大丈夫なんだなという、もう意識の中にそういったものを植え込んでしまうわけです。ところが、それが一番危険性があるんだということです。自然の振る舞いを固定的に考えてしまうことは危険だ。まずそこを払拭しないといけない。だから、どこでも危ないということをやっばり常に子どもたちに植えつけていくというのか、そういった教育を。だから実際その小学校は津波による浸水が想定される区域の外側にあったそうですが、今回の津波では校舎の屋上まで水がたっぷりつかり、3階には自転車が突き刺さった。想定を信じる怖さを思い知らされたということが載っておりました。

それはもう千年に1回と言われるぐらいの大きな大惨事ではございますが、またそれがこちらで起こらないということは、もうそういったことは考えないと、起こり得るんだということ、まずは子どもたちから教え込んでいく。また、ベストを尽くせということでは、ぐらぐら揺れたときにどんな津波が来るかなど誰にもわからない。その状況下において、ベストを尽くせとその教授の方は言われて、人間はそれしかやりようがない。でも多くの場合、そうしていれば助かると教えてきているんです。

まずは、3点目においては、率先避難者たれ。同じことを意味する2つの情報がないと人間はなかなか逃げないそうです。私もそうかなと思ったんですが、非常ベルがなっただけでは逃げない。逃げ出す人はいないが、誰かが火事だと叫ぶと2つ目の情報があつて初めて逃げることができる。子どもたちには、君逃げればみんなが逃げる。率先して逃げることで多くの人の命を救うことにつながるんだと訴えてこられたそうですね。だから、この釜石では津波防災教育のための手引きが、今各自治から要請が殺到しているそうです。

釜石市では、全小中学校の各学年で最低1時間以上、津波防災教育を行うようにしている。津波の対処法を学ぶことは、釜石に住むためのお作法だと話しているそうです。このような訓練をずっとやってこられた成果というものが14校で3,000人の児童生徒がいるわけですが、5名の方は体調不良でお休みされていた。その方は亡くなったけれども、あとの学校に来ていた児童生徒というのは全員が守られたという、それがこの「釜石の奇跡」だと言われている。小学生は皆屋上に逃げさせたそうですが、中学生がもう屋上では危ないということで、近くの中学生在避難し出したので、その学校の小学生も一緒になって、危ないんだということで一緒に行動して。そしたら今度はそれを見ていた幼稚園の保母さんたちが一緒に台車に子どもたちを乗せて避難するところを、子どもたちは、自分だけでないで人も一緒に連れて逃げなさいということを訓練を受けているので、その台車も一緒に押して行ってあげたりとかですね。で、逃げた場所が3回避難している。高台高台へと。これを高いところに逃げなさいとかが常に、私たち高いところといったらどこにあるかねというふうにな、やっばりひょっと普段やっていないから、そんなことになろうかなと思うんですが、こうしたやっばり事例をお聞きになって、学校として再度その取り組みとしてやっていきたいというお話はわかるんですが、本当に子どもの命を守る、みずからも守るという姿勢に立たなければいけないわけですが、その姿勢をもう一度学務課にお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくお

願いたします。

○議長 横尾 武志君
教育長。

○教育長 中島 幸男君

「釜石の奇跡」につきましては、本当に報道をされましたので私たちも大変参考になりました。同じように「釜石の奇跡」とはない逆の場面も、ほとんどの子どもが亡くなった学校の事例もあります。私たちは先ほど課長が申しましたように、防災の場合に訓練として火災訓練、それから最近は地震の訓練、これは学校でやりません。その際に、この東日本で亡くなった非常に気の毒な小学校の事例では、先生方がやっぱりグラウンドに皆集めて、そしてみんな点呼をして、さあとやっているときに、それで時間をとってしまったという事例がありました。大変気の毒な、多分そういう、とにかく逃げろと。これ「津波てんでんこ」というのがあるんだそうですね。言葉として。もう津波が来たら、てんでん逃げなさいと。「てんでんこ」というふうに地方の言葉としてあるんだそうです。そういうことがずっとこの歴史上にあるものですから、やはり肌で感じているというのもあったんだろうと思います。そのことがその防災教育について非常に役に立ったというふうに私も思っておりますが、そういう面で、この九州は少なくとも、特に北九州はそういう点で被害が非常に少ない、そういう経験がないものですから、やはり何かありましたら、学校はすぐ運動場に集合とかいってみんな集めて点呼をとって、大丈夫かって、それからじゃあ行動ということになるんだろかなというふうに思います。

で、今回のことで今議員おっしゃいましたように、3つの原則があると。これは考えようによっては自己判断能力、自分で考え判断して行動せよという、まさに今学校が求めている生きる力がそれに当たります。したがって、防災訓練も含めながら、まずは生き方として自分で考えて判断して行動せよという、これいろんな場面で生きる力があろうというふうに思っています。これは教育の全般を通して指導していこうということだというふうに私は一方では思っているんです。あわせて、じゃあ実際にそういう起こったときにどうするかという判断でございませぬけれども、やはりその、これ非常に津波の経験がない、またそういうものがないものですから、そこは非常にあれですけど、ついその先ほど課長が申しました、とにかく屋上に上がれという指導も既にしたようですが、ただ、屋上はそういうシステムになっていないんだそうで、中学校の屋上に上がる通路、このぐらいの道しかありません。これに500も上がったら大事だと。もう上がらせんほうがええと消防が指導を受けたという話も聞いておりますけれども、そうなってくると、ハザードマップで出ました、どこが高いかという、高みを子どもたちがまずしっかり認識して、そして家族に伝えるというか、ここに逃げたらいいよというのを認識させることがまず一つだろうと。じゃあそれを実際に訓練としてやるかどうかという、まだそこまで考えておりません。しかし、そういう意味で冒頭に申しましたように、自分で考えて判断して行動せよと、そのことはしっかり教育の中で教えていく、そしてそれこそまさに生きる力だろうと、今求められている教育はそこだろうと思っておりますし、あわせて「津波てんでんこ」ではございませぬけれども、結果として、そのことが家族みんなが助かったとか、てんでばらばらに逃げただけけれども、あとは気がつくとそこに行った。ですから、そういう意味で、学校の場合もそういう高みをどこが高いのだという話をしっかり確認させていく、もう一つ学校で非常に今この台風の場合には学校が避難場所という言い方がございます。課長が申しました

ように、基本的には前の日から台風の場合は事前にわかりますから、じゃあどうするかという対策が練られますが、学校に来ている間に台風が来たときにどうするかと、これ非常に判断に迷うんです。早く帰らせて、台風の中帰らせるのか。学校が避難場所として台風が通過するまでじっと残しておくのかというのは非常に判断に迷うことがある。その経験がございませぬけれども、そういうこともあわせて今のところ指導をどうしようかと思って考えているところでございますので、今しばらく時間をいただければと思っています。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

よろしく申し上げます。小中学校でその防災教育を進めるねらいのもう一つは、今子どもたちが10年たてば大人に、最初に教えた子どもは大人になる。さらに10年たてば親になるだろう。すると防災を後世に伝える基本的な条件防災文化の礎ができる。そして大人はなかなか仕事を持っていると、この先生がおっしゃっているのは、防災教育をやろうと思っても、一番来てほしい方々にはなかなか来てもらえないと。もう一つは、子どもを通じて家庭に防災意識を広げていくことができる。親の世代は忙しく、防災の講習会をしても来てくれる世代ではない。お子さんの命と一緒に守りましょうと、親の世代と協働体制を組もうと考えたわけですということです。だから、やはりもう積み重ねですね、小さいときからずっと積み重ねて親の意識を改革するという、そこまでに時間はかかりますけれども、これをやらないといけないんじゃないか。

今回、国土交通省ですか、整備局ですね、4町と提携いたしましたけれども、専門家の方に言わせると、東海・東南海・南海3連動地震が必ず訪れるだろうという予測をされているわけです。その場合において、大分、宮崎、そして北九州のほうまで津波が来ることはもう、起これば確実に来るというのは想定されているんですね。その場合において、北九州は町が隣接しているわけですから、やはりそういった北九州は津波の想定はしていないということでございますから、それを今危惧されているところなんですよ。

で、先ほど防衛省のほうとの整備局とのお話があったおりましたが、やはりそういった連携というのが最も大事になってくると。ところが、その連携の中で、今度の震災のときに全国知事会は災害時に被災地のあるブロックの幹部県が、事件の起こったところが知事会を通じて全国に支援を要請する仕組みがあったそうです。しかし、今回は知事会本体が支援体制を組んだら五月雨式に支援依頼が来たり、ノウハウがない中で他県に支援依頼をしたりしたので大変機能をしなかったという話があったおりましたので、この点について、今後どのような詰めをなさっていくのか町長お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その後の詰めはどうされるのかこととでございますが、本来この九州地方整備局との災害時の応援協定というのは、一度これの前段に説明に見えたんですが、今までこの整備局が災害のときに行政に対してどうだとかこうだとかいうようなことはございませぬでした。ただ、今回の大災害をきっかけに積極的に九州地方整備局が持っているいろんな情報、これを速やかに直で自治体に知らせようということの締結

でございます、やはりこういう場合は最初の3分、5分、初動というんですか、その判断が非常に大事になってきます。そのためには情報が必要でございます。そういうような情報、スピード化した情報、そしてこれに伴っての行動ということで、今後のこの協定について、どういう進展かということでございますが、この前協定を結んだばかりでございますので、実際に今度は防災訓練ですか、そういう模擬訓練ですか、そのときにいろんな課題が出てこようかと思えます。

以上でございます。

○議員 11番 益田美恵子君

いえ、私はよかったんじゃないかなと思っております。西日本新聞にコメントも大きく載っておりましたので、いろんな機材も提供するって、情報も収集して提供するとかありましたので、なかなかいいシステムができ上がったんだな。ただその心配したのが知事会でそのようになっていたけれども、それが機能しなかったということであつた懸念材料があつたわけでございます。

それと、今回の震災のときに自衛隊機は相当医療搬送、広域的に医療搬送が初めて実行に移されたと、このように載っておりました。で、当然ライフラインから長期間とまったわけですから、先ほどの釜石の教頭先生ではありませんが、放送を流そうと思ったら、もう全部機能がストップしている。ハンドマイクで流そうと思ったら、もう子どもたちが率先して移動していたという。

本当に機能が麻痺してしまうわけですから、これが芦屋町にとって病院があります。それから養護施設もありますし、特養もあります、老健もあります。グループ施設等もありますし、それから障がい者、高齢者の方——今回被災された、亡くなられた方の年齢は65歳以上が大半を占めていたということでございましたので、この特に自衛隊がある町でございますので、病院との連携、透析をされる方とか呼吸器装着の人というのは、もう電気がとまればもうどうしようもないわけですから、それをどうするかというのは、やっぱり今後の——今回は質問の答弁は要りませんが、やはりここは大事なところでございますので、しっかり検討を重ねていただきたいと思います。

それから、女性の視点から、今回の震災で一番問題になったのが、女性が大変下着を干せないとか、衣類を着がえる場所がない。衆人環視の中で隅に追いやられるとか、そういった女性の人権が大変今回の震災では問題視されたようでございますので、防災担当の方で、この問題についてのお考えをちょっと今後やはり見直していかなければいけないんじゃないかと思っているんですが、ご見解をお願いして終わりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

女性の立場でということなんで、これは避難場所ですらそういった場所がないというようなご指摘だろうと思うんですけれども、避難場所をどういう形で指定していくかというのは、今後のまた考え方にもなるんですけれども、あらゆる災害というのがいろんな面でありますので、それに応じた避難場所を指定して、やっぱりそういうところも含めてちょっと考えられれば一番いいんだろうと思っております。そういう面はご意見として今後検討してまいりたいと思っております。

○議員 11番 益田美恵子君

終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますのでよろしくお
願いいたします。本日はお疲れさまでした。

午後 3 時 07 分散会
